

事業認定申請の手引き (第3版)

令和6年4月

国土交通省不動産・建設経済局総務課

はじめに

土地収用法（以下「法」という。）は、憲法第 29 条第 3 項に「公共のために用いること」及び「正当な補償を行うこと」を前提に私有財産を収用できることが規定されていることを受け、一定の公共事業の遂行のため必要な土地¹を収用²するための要件、手続、効果、損失の補償等について定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図る法律です。

法の骨格としては、憲法第 29 条第 3 項にいう「公共のために用いること」を担保する手続として事業認定手続を定めるとともに、「正当な補償を行うこと」を担保する手続として収用裁決手続を定め、事業認定手続により公益性の認められた事業について、収用裁決手続により正当な補償額等を決定し、当該事業に必要な土地を収用するという 2 段階の構成がとられています。

上記の法の趣旨に鑑みれば事業認定手続、収用裁決手続の双方とも的確な運用が必要なことは言うまでもありませんが、一方で前段の手続となる事業認定手続について一部の起業者の中に「使えない」「使いづらい」といった認識があることによって、必ずしも土地収用制度の十分な活用が図られていないとの指摘があるところです。

社会資本整備に当たってはストック効果を最大化することが重要ですが、任意協議の必要以上の長期化は好ましいものではなく、必要に応じて土地収用制度を活用していくことが、社会資本の早期のストック効果の発現にあたり有効な場合もあります。また、相続登記未了等により発生する多数共有地の場合などには、土地収用制度や所有者不明土地管理制度の活用が結果的に迅速な用地取得に繋がることもあります³。

本手引きは事業認定申請書に記載する収用の必要性の説明において小規模事業や地方公共団体事業にも活用できる事項をきめ細かく示すとともに、事業認定申請書、添付書類等についての作成上の留意点や参考となる事例を紹介したものとなっています。本手引きが土地収用制度の計画的な活用に寄与すれば幸いです。

¹ 土地のほか、権利、土地に定着する物件及び土石砂れきについても法により収用が可能である（法第 5 条～第 7 条）。

² 本手引きにおいては、特段使い分けて説明する必要性がない限り収用と使用をあわせて単に「収用」と記述する。

³ 所有者不明土地については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により所有者探索の合理化、収用裁決手続の合理化が措置されており、それらと本手引きによる事業認定の円滑化があわさることで、所有者不明土地の円滑な利用を後押しするものである。

目次

I. 土地収用制度の概要.....	1
II. 事業認定の概要.....	2
1. 事業認定とは.....	2
2. 事業認定手続の概略.....	2
III. 事前説明会.....	6
IV. 事業認定の申請.....	9
1. 事業認定の申請時期.....	9
2. 事業認定の申請単位.....	9
3. 事業認定庁に提出する書類.....	12
(1) 事業認定申請書（法第 18 条第 1 項、規則第 2 条別記様式 5）.....	12
(2) 事業計画書（法第 18 条第 2 項第 1 号、規則第 3 条第 1 号）.....	14
(3) 起業地及び事業計画を表示する図面（法第 18 条第 2 項第 2 号）.....	18
(4) 関連事業について、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面 （法第 18 条第 2 項第 3 号）.....	19
(5) 法 4 条地の調書、図面、管理者の意見書（法第 18 条第 2 項第 4 号）.....	19
(6) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（法第 18 条第 2 項第 5 号）.....	20
(7) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書 （法第 18 条第 2 項第 6 号）.....	21
(8) 事前説明会の実施状況を記載した書面等（法第 18 条第 2 項第 7 号）.....	21
(9) その他.....	21
V. 事業認定申請にあたり説明が必要となる事項.....	22
1. 法第 20 条第 1 号要件の適合性の説明.....	22
(1) 収用適格事業.....	22
(2) 関連事業.....	23
(3) 附帯事業.....	23
2. 法第 20 条第 2 号要件の適合性の説明.....	24
(1) 起業者が申請事業を遂行する意思を有すること。.....	24
(2) 起業者が申請事業を施行する法的な権能を有すること。.....	24
(3) 起業者が申請事業を遂行するのに十分な資金力、組織・体制等の能力を有すること。	24
3. 法第 20 条第 3 号要件の適合性の説明.....	25
(1) 事業計画の技術基準適合性.....	25
(2) 申請事業の施行により得られる公共の利益.....	27
(3) 申請事業の施行により失われる利益.....	34
(4) 代替案との比較.....	36
4. 法第 20 条第 4 号要件の適合性の説明.....	37

(1) 申請事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要性があること。.....	37
(2) 収用しようとする土地等が申請事業の公益性の発揮のため必要な範囲に存すること。	37
(3) 収用・使用の別の合理性.....	38
VI. 事業認定の効力の期限.....	39
VII. 事業認定後の手続について.....	40
1. 土地調書及び物件調書の作成.....	41
2. 裁決手続.....	41
3. 補償金の払渡し・供託.....	41
4. 代執行・代行.....	42
VIII. 非常災害の際の土地の使用について.....	43
【用語集】.....	45
【参考資料目次例】.....	50
【特掲事業早見表】.....	52

資料編

- I. 公益性等の説明事例集
- II. 事業認定申請書及び事業計画書の事例集
- III. 事業認定申請書の添付書類等の様式集

◆バージョン情報◆

初版発行：平成30年6月

第2版発行：令和元年6月

第3版発行：令和6年4月

【Q & A 一覧】

- II. 事業認定の概要 2
- Q. II-1 事業認定庁は、どのようなことについて相談を受け付けていますか？
 - Q. II-2 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業で事業認定を受けることはできますか？
 - Q. II-3 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業について、通常は事業用地の確保は無償譲渡ですが、緊急性等のため有償での取得を考えています。その場合、収用手続きを活用することは可能ですか？
 - Q. II-4 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業について事業認定の申請を検討していますが、事業の公益性等の説明方法が分かりません。
 - Q. II-5 急傾斜地崩壊防止施設に係る事業認定の事例はありますか？
- III. 事前説明会 6
- Q. III-1 事前説明会の開催に適した時期はいつですか？
 - Q. III-2 事前説明会で説明した内容と事業認定申請の内容が異なる場合は必ず事前説明会を開催し直さなければならないのですか？
 - Q. III-3 事前説明会の開催に際し、留意すべき点はありますか？
 - Q. III-4 事前説明会の開催に際し、どのような新聞に公告するのがよいですか？
 - Q. III-5 新聞公告はどのように行うのですか？
 - Q. III-6 事前説明会の開始時刻になっても出席者が0名であった場合、どうすればよいのですか？
- IV. 事業認定の申請 9
- Q. IV-1 事業認定等の適期申請ルールは、用地取得率 80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時に達するまで収用手続きに移行できないという意味ですか？
 - Q. IV-2 未事業化の区間を全体計画区間の範囲に含めることはできますか？
 - Q. IV-3 「起業者内部の事業単位の取扱いと同じでなければならないわけではありません」とありますが、具体的にはどのようなケースが想定されますか？
 - Q. IV-4 事業の公益性を説明できる単位である全体計画区間を申請単位とすると、大規模事業において起業者の負担が過大になるのではありませんか？
 - Q. IV-5 一部の区間について用地取得が全て完了している場合で起業地縮小する際、どのような点について留意する必要がありますか？
 - Q. IV-6 工区単位等相互の用地取得のスケジュールに大きな差がある事業で起業地縮小する際、どのような点について留意する必要がありますか？
 - Q. IV-7 用地取得のスケジュール差による起業地縮小にて事業認定申請を行った後、残区間（先の申請で起業地縮小した区間）の申請を行う場合に留意すべきことはありますか？
 - Q. IV-8 起業地縮小する場合は、起業地区間の延長に制限（何 km 以上）はありますか？

- Q. IV-9 交差点改良事業、工区を分けて段階的に実施している現道の拡幅事業、短距離の未整備区間が残っている堤防整備事業の全体計画区間の取り方がわからないのですが、具体的にどのような範囲とすればよいのですか？
- Q. IV-10 アクセス道路などで起業者が複数となり、それぞれの事業の事業認定庁が異なる場合は、事業認定申請にあたり、起業者間・事業認定庁間の連携が必要ではないのですか？
- Q. IV-11 共同申請を行う際に、複数の事業が一体不可分の関係である旨を説明できなければ、共同申請を行うことはできないのですか？
- Q. IV-12 複数の起業者で一つの公益性（整備効果）を発揮するような場合であって、一方の起業者がすべて用地取得済となった場合、共同申請と単独申請のどちらで申請するのですか？
- Q. IV-13 同一の土地について、住居表示等の行政単位の字と不動産表示の字のいずれもある場合は、どちらを用いるべきですか？
- Q. IV-14 関連事業の経費を本体事業と切り分けられない場合はどうしたらよいのですか？
- Q. IV-15 本線道路にあわせて道路法に基づかない側道（いわゆるサービス道路）も本線道路と一体となって計画されている場合、事業計画表示図においてサービス道路の事業計画線を表示してもよいのですか？
- Q. IV-16 申請する事業について、既に管理者から法4条地の使用を認められている場合でも改めて意見書が必要になるのですか？
- Q. IV-17 意見照会をしたが何の返答もない場合はどのようにしたらよいのですか？
- Q. IV-18 事業認定を受けるなど法の適用対象事業となれば制限が当然に適用除外となるものや届出をすれば制限が解除されるものに関しても意見書は必要ですか？
- Q. IV-19 事業の供用に当たって道路の占用の許可や河川区域内の土地の占用の許可が必要となる場合に、事業認定申請時においてこれら許可等に関しても当該許可権者からの意見書が必要ですか？
- Q. IV-20 既に行政機関より許可、承認等を得ているときにも改めて意見書が必要になるのですか？
- Q. IV-21 法4条地と法令制限地が重複する場合、別途意見照会をしなければなりませんか？
- Q. IV-22 事業認定申請を電子申請で行うことは可能ですか？

V. 事業認定申請にあたり説明が必要となる事項…………… 22

- Q. V-1（共通）一般に公表されている資料等もすべて参考資料として準備する必要があるのですか？
- Q. V-2（道路）法第3条第1号の道路事業について、道路区域の決定がなければ事業認定は受けられないのですか？
- Q. V-3（関連）従前施設の機能や構造が法令の最低基準に合致していない場合でも、その機能を維持する範囲内にとどめる必要があるのですか？

- Q. V-4（関連）ダム事業の施行に伴い必要が生じた道路の付替工事について、従前の機能の維持を超えた規格で整備したい場合、どうしたらよいですか？
- Q. V-5（関連）本体事業が任意で用地取得を完了しており、関連事業施行地内に収用地が残っている場合に、関連事業として単独で事業認定申請を行うことは可能ですか？
- Q. V-6（附帯）附帯事業とは、どのような事業が該当しますか？
- Q. V-7（附帯）本体事業を施行するにあたり必要となる一時使用地（擁壁設置に伴う掘削工事、橋梁設置に伴う足場工事等）は、附帯事業に該当しますか？
- Q. V-8（附帯）本体事業が任意で用地取得を完了しており、附帯事業施行地内に残件がある場合に附帯事業として単独で事業認定申請を行うことは可能ですか？
- Q. V-9（道路）都道府県が指定区間外の国道の新設又は改築をしようとする場合、道路法第74条の認可が必要とされていますが、補助金等の交付決定をもって本条の認可に代えている場合にはどのような書類を添付すればよいですか？
- Q. V-10（共通）事業に必要な予算等が講じられていることを説明する資料は参考資料に何年分添付すればよいですか？
- Q. V-11（道路・河川）道路構造令や河川管理施設等構造令に合致していなければ事業認定は認められないのですか？
- Q. V-12（道路・河川）道路構造令や河川管理施設等構造令の特例値又は標準値から特例値の間にあるような値（以下「特例値等」という。）を採用する場合や規定値をランクアップする場合には、どのような説明をすればよいですか？
- Q. V-13（道路）暫定2車線の道路として事業を実施していますが、将来的に4車線とする計画がある場合に、4車線分の用地を起業地として事業認定申請することはできますか？
- Q. V-14（道路）都市計画において設置位置が定められている道路附属物（換気塔等）を設置したい場合、必要性や設置位置の妥当性等の説明をどのように行えばよいですか？
- Q. V-15（道路）都市計画において幅員が定められている道路を整備したい場合、当該道路の計画幅員は、都市計画決定されていることを根拠として説明することで足りませんか？
- Q. V-16（道路）非常駐車帯を設置したいのですが、都市計画において設置位置が定められていません。このような場合、必要性や設置位置の妥当性をどのように説明すればよいですか？
- Q. V-17（道路）パーキングエリア等の休憩施設を設置したい場合、必要性や設置位置の妥当性等の説明をどのように行えばよいですか？
- Q. V-18（道路）除雪車待避所を設置したいのですが、道路構造令等には規定がありません。このような場合、必要性や設置位置の妥当性をどのように説明すればよいですか？
- Q. V-19（共通）事業認定申請を予定している事業の構造に影響を及ぼす他事業の事業計画があり、その事業計画を考慮した構造で申請する場合、どのような説明が必要になりますか？

- Q. V-20 (道路) 事業計画の諸元について、横断勾配や排水計画各構造はどのような説明を行えばよいですか？
- Q. V-21 (道路) 本線シフトを伴う交差点が複数近接しており、走行性及び安全性を確保するために中央帯幅員を広く設ける場合はどのような説明が必要ですか？
- Q. V-22 (共通) 得られる公共の利益の説明にあたり、事業評価の際の説明資料、都市計画決定時の資料などの既存資料やデータを活用することはできますか？
- Q. V-23 (共通) 規模の小さい事業でも事業認定を受けられますか？
- Q. V-24 (道路) 計画交通量はいつ時点のものを用いるのですか？
- Q. V-25 (道路) 最大渋滞長・最大通過時間はどのように調査すればよいですか？
- Q. V-26 (道路) 交差点改良時点における現道のあい路として、渋滞長・通過時間を説明する場合にはどれくらい混雑が発生していることが必要ですか？
- Q. V-27 (道路) 全国道路・街路交通情勢調査における一般交通量調査の調査地点となっていないなどの理由から、独自で混雑度を調査する場合、調査日はいつでもよいですか？
- Q. V-28 (道路) 道路構造令では、歩道等の設置について各側（両側）に設けると規定されていますが、片側歩道の設置は認められないのですか？
- Q. V-29 (道路) 局所的な線形改良事業や道路拡幅事業を行う場合の公益性の説明はどのように行えばよいですか？
- Q. V-30 (道路) 高規格道路等の整備とあわせて一般国道等にアクセスするための「アクセス道路」については、高規格道路等の公益性を発揮するために必須の事業となるため、アクセス道路に残件がある場合、高規格道路等と同時に事業認定申請を行うこととされていますが、アクセス道路単体での公益性の説明が難しい場合に、どのような説明方法が考えられますか？
- Q. V-31 (河川) 激甚な水害の再発防止のために洪水防御計画に位置づけられた事業のうち、暫定形状での事業を行う場合には洪水防御計画を変更しないと事業認定は受けられないのですか？
- Q. V-32 (河川) 河川整備基本方針は策定済みであるが河川整備計画については未だ策定されていない場合（策定中の場合）には、事業認定は受けられないのですか？
- Q. V-33 (砂防) 砂防事業を行う場合、何に基づいて公益性を説明すればよいですか？
- Q. V-34 (砂防) 砂防設備の位置選定の比較方法が分かりません。
- Q. V-35 (砂防) 砂防事業を行う場合の全体計画の範囲や起業地縮小の方法が分かりません。
- Q. V-36 (共通) 影響がない又は軽微として説明できるのは、騒音が環境基準等を満足する場合など特段の措置を講ずる必要がない場合のみですか？
- Q. V-37 (共通) 大気質、騒音等について既に環境基準等を超えている場合、事業の施行に当たって対策を講じても環境基準等を満足しないような場合にはどのような説明を行えばよいですか？

- Q. V-38 (共通) 環境影響評価法等の対象事業でない場合には、どのような工夫が考えられますか？
- Q. V-39 (共通) 影響がない又は軽微として説明できるのは、周辺に同様の生息環境が広く残される場合など特段の措置を講ずる必要がない場合のみですか？
- Q. V-40 (共通) 環境影響評価法等の対象事業でない場合には、どのような工夫が考えられますか？
- Q. V-41 (共通) 代替案は観念的には無限に存在し、どこまで検討する必要がありますか？
- Q. V-42 (共通) 都市計画決定時に代替案の検討がされているものも、再度事業認定のために検討する必要があるのですか？
- Q. V-43 (共通) 事業計画と都市計画との間に不整合箇所がある場合、直ちに都市計画の変更を行わなくても事業認定は受けられるのですか？
- Q. V-44 (道路) 一時使用地が必要な場合は、どのような説明が必要ですか？
- Q. V-45 (道路) トンネル坑口部の収用と使用の判断については、どのような説明が必要ですか？

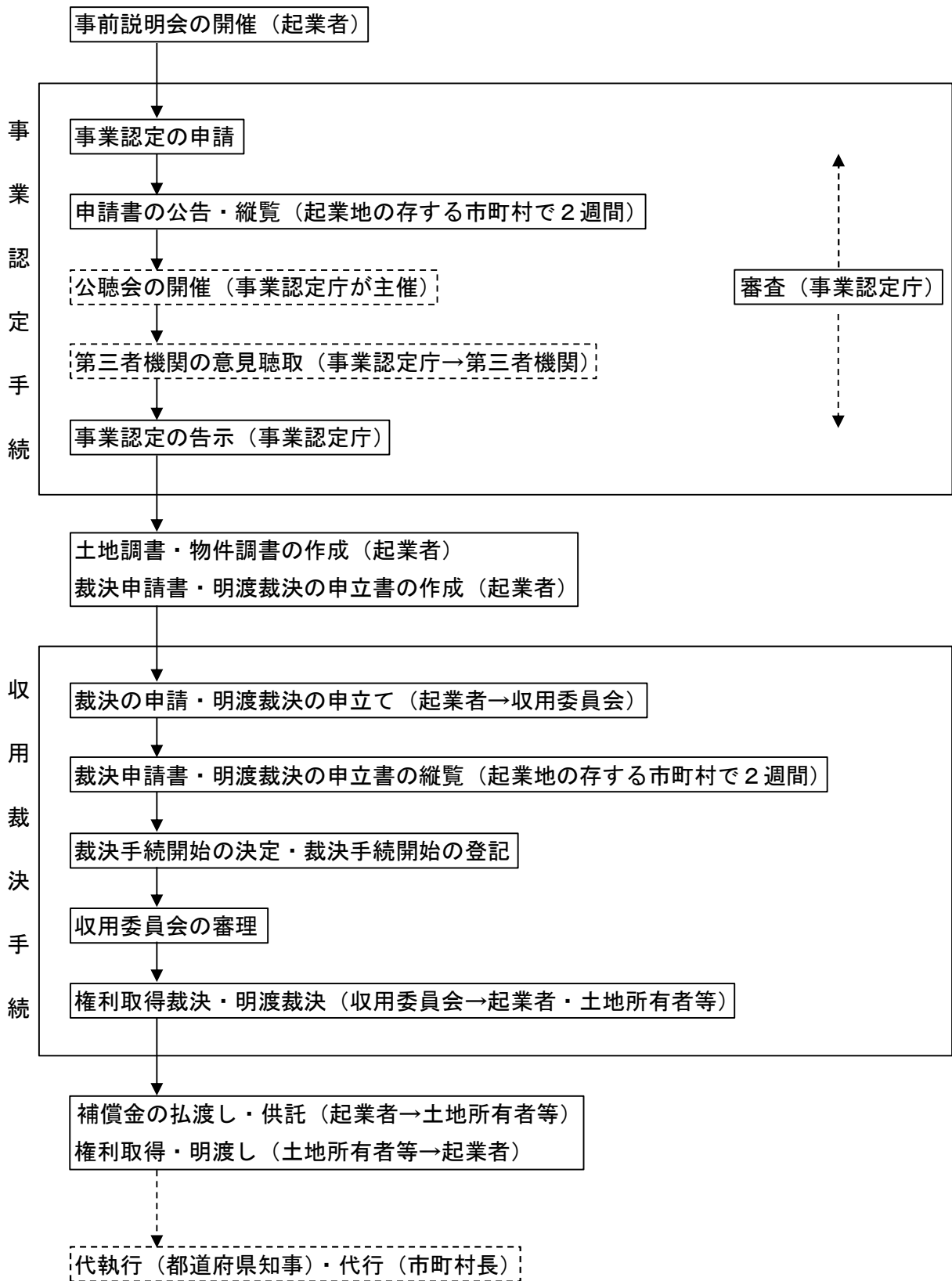
VI. 事業認定の効力の期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- Q. VI-1 手続保留制度は工区割り等をして用地取得を段階的に行う場合しか活用できませんか？
- Q. VI-2 手続開始の申立ては、手続保留された土地の全部を一度に行う必要があるのですか？
- Q. VI-3 事業の認定は告示日から効力を生じますが、事業の認定の効力にはどのようなものがありますか？

VII. 事業認定後の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

- Q. VII-1 事業の認定の告示があった際に、補償等についてはどのように周知措置を講ずるのですか？
- Q. VII-2 事業の廃止又は変更についての周辺への周知措置はどのようにするのですか？

I. 土地収用制度の概要



II. 事業認定の概要

1. 事業認定とは

事業認定庁⁴が、起業者⁵からの申請に基づき、申請書の公告縦覧や、必要に応じ、公聴会、第三者機関からの意見聴取等の手続を経て、申請事業が土地を収用するに値する公益性を有するか否かについて認定する手続です。

事業認定は国土交通大臣又は都道府県知事が行います。具体的な申請事業と事業認定庁の関係については概ね下表のとおりとなっています(法第 17 条第 1 項、第 2 項、法施行規則(以下「規則」という。)第 26 条)。

申請事業	事業認定庁
・ 国、独立行政法人、高速道路株式会社等の事業 ・ 全体計画区間 ⁶ が地方整備局等の管轄区域を超える事業	国土交通大臣 (本省)
・ 都道府県の事業 ・ 全体計画区間が地方整備局等の管轄区域は超えないが、都道府県域を超える事業	国土交通大臣 (地方整備局長・ 北海道開発局長・ 沖縄総合事務局長)
・ 市町村の事業 ・ 全体計画区間が都道府県域を超えない事業	都道府県知事

2. 事業認定手続の概略

事業認定手続は以下のような流れで行われます。なお、事業認定申請の際に必要な書類の作成等については、事業認定庁に相談することができますので、起業者は、事業認定申請手続の円滑化のために、事業認定を具体的に検討する以前の段階であっても早期に相談することを心掛けてください⁷。

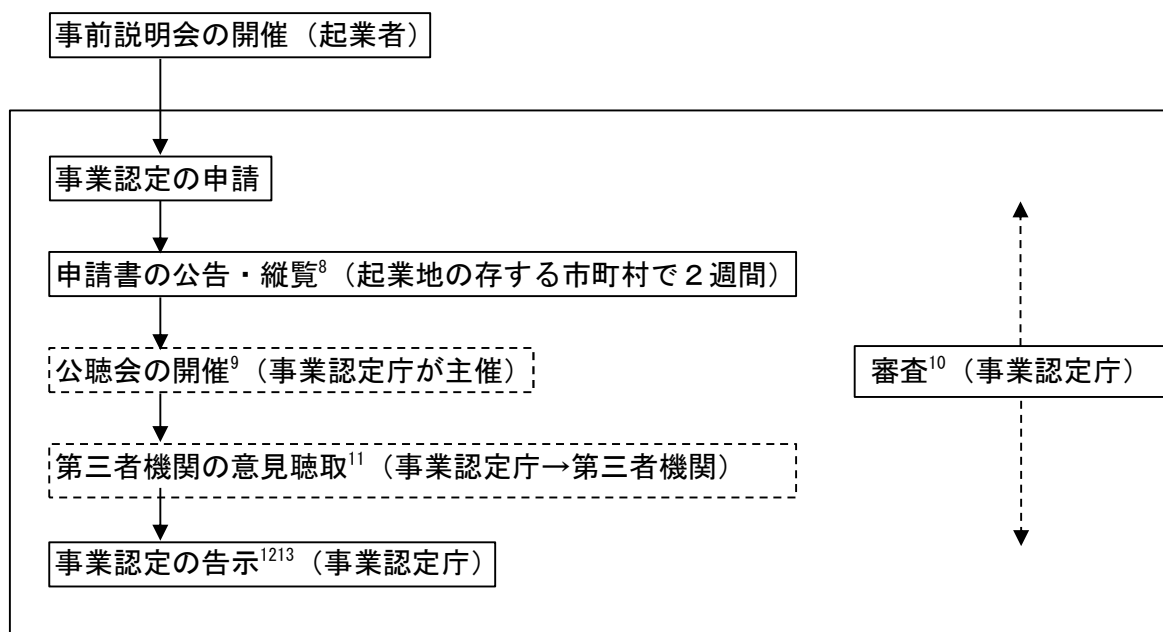
⁴ 事業認定の処分を行う行政庁をいう。

⁵ 収用適格事業(法に基づいて土地を収用することができる公共の利益となる事業(法第 3 条)をいう(巻末の用語集も参照。))を行う者をいう(法第 8 条)。

⁶ 公益性や土地利用の合理性等の判断対象となる 1 つのまとまりのある区間をいう。

⁷ 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添附書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならないこととされている(行政手続法第 9 条第 2 項)ところ、起業者の作成した申請書の案等について、事業認定庁が起業者からの求めに応じて事前に内容確認を行い、修正等の助言を行うことがある。

【事業認定手続の概略】



起業者等の中には、土地収用手続に携わる機会が必ずしも多くない者も見込まれるところ、事業認定手続等の予見可能性を高め、その事務負担を軽減する観点から、事業認定庁（本省及び各地方整備局等）において本手引きの活用に向けた相談窓口を開設しております。

特に、本省の相談窓口では、法令所管の立場において、すべての関係者（事業認定庁、起業者、収用委員会）からの相談を受け付けており、収用適格事業への該当性、法第20条各号に関する説明方法の妥当性、説明に係る負担の軽減、同種・類似案件の有無、手引き記載事項の解説等の助言及び情報提供を行っております。

なお、上記の相談窓口において、地方公共団体が行う小規模な事業（局部的な線形改良、現道拡幅、歩道整備）の相談が多く寄せられたことを受け、申請負担の軽減を図る観点から、公益性の説明方法等をわかりやすく編集し、事業計画書例としてとりまとめましたのでご活用ください（説明事例1参照）。

⁸ 申請書が縦覧されている期間内において、利害関係人は公聴会の開催請求（請求先：事業認定庁）及び意見書の提出（提出先：都道府県知事）が可能（法第23条及び第25条）。

⁹ 利害関係人から公聴会の開催請求があった場合、事業認定庁は公聴会を開催しなければならない（法第23条第1項）。

¹⁰ 事業認定庁は、申請書を受理した日から3月以内に、事業認定を行うように努めなければならない（法第17条第3項）。

¹¹ 利害関係人から事業認定庁の事業認定に関する意思と相反する趣旨の意見書が提出された場合には、事業認定庁は第三者機関の意見聴取をしなければならない（法第25条の2）。なお、第三者機関とは、事業認定庁が国土交通大臣の場合においては、社会資本整備審議会を指し、事業認定庁が都道府県知事の場合は、法第34条の7第1項の審議会その他の合議制の機関を指している。

¹² 告示により起業地の範囲が確定することとなるため、その後の事業計画の変更により起業地の範囲が減少した場合には、法第30条に規定の手続を行う。

¹³ 都市計画事業については、都市計画法第70条第1項により認可又は承認の告示をもって事業認定の告示とみなすこととされている。

Q. II-1 事業認定庁は、どのようなことについて相談を受け付けていますか？

A. II-1 起業者からの相談内容に応じ、全体計画区間・起業地¹⁴区間の考え方、事業の公益性の説明方法、添付すべき書類の作成方法等について助言等を行います。
起業者は、事業認定庁から提供された情報を踏まえて、事業認定申請の準備作業を行うこととなります。連絡先については巻末の「(参考) 事業認定庁(事業認定に係る相談窓口) 一覧」を参照してください。

【助言・情報提供の例】

- ・起業者(県)から事業認定庁(地方整備局)に対し、近年は認定実績がない急傾斜地崩壊防止施設について、登記記録と一致しない所有者がいるため今後収用手続きを活用する可能性もある旨の相談があったことを受け、本省と事業認定庁との間で申請書類の作成方法を調整し、起業者へ助言・情報提供した。
- ・起業者(県)から事業認定庁(地方整備局)に対し、混雑緩和等に関する説明方法についての相談があったことを受け、事業認定を得るために必要と考えられる説明方法を助言・情報提供した。
- ・事業認定庁(地方整備局)から起業者(県)に対し、生活環境及び動植物調査の合理化を図る観点から、各起業者の取扱状況を調査し、調査結果を情報提供した。
- ・起業者(市)から本省に対し、事業認定庁(県)との相談結果に関する本省の見解を確認したい旨の相談があったことを受け、事業認定を得るために必要と考えられる説明方法を助言・情報提供した。
- ・事業所管部局から本省に対し、起業者(県・市)及び事業認定庁(地方整備局・県)は複数だが事業目的は同一である一連の事業についての合理的な申請準備作業に係る相談があったことを受け、本省、事業認定庁(地方整備局)及び起業者(県)との間で申請書類の作成方法を調整し、他の起業者及び他の事業認定庁に情報提供した。

また、近年、豪雨災害によるがけ崩れ箇所を復旧する際などに所有者不明土地¹⁵への対応が必要となることもあるところ、事例によっては工法変更によって当該不明土地を回避することも考えられますが、それができないような場合には、不在者財産管理制度、所有者不明土地管理制度、収用手続き等の活用を視野に入れる必要があります。収用手続き(土地収用法の特例)を活用する場合には、所有者不明土地法に基づく裁定申請(知事裁定)の活用も可能となります。いずれを活用するかは、当該不明土地以外の残件の有無、確保する必要がある土地(土地所有者)の多寡、事業スケジュール等を加味した上で、最終的には起業者が判断することとなりますが、国土交通省においても起業者の判断をサポートしてまいります¹⁶¹⁷。

¹⁴ 事業を施行する土地をいう(詳しくは巻末の用語集も参照。)

¹⁵ 所有者不明土地とは、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない土地、又は所有者が判明しても所有者に連絡がつかない土地のことをいう。

¹⁶ 所有者不明土地等の活用等に関する施策を策定するなどして、地方公共団体等の取組みに必要な支援を行うことの一環として、「土地政策推進連携協議会」(旧：所有者不明土地連絡協議会)が設置された。本協議会は、所有者不明土地法の円滑な施行、諸制度の周知や活用の支援、用地業務のノウハウの提供・共有、地籍調査の推進など、土地に関する課題解決や良好な地域づくりに資するテーマを広く取扱い、地方公共団体等の支援を行うこととされている。

¹⁷ 事業認定庁(本省及び各地方整備局等)において事業認定に係る相談窓口を開設している。連絡先については

なお、災害復旧（がけ崩れ箇所の復旧等）に際しては、起業者によっては、事業用地の権原の確保について、有償での取得ではなく無償譲渡（寄附）としている場合もあり、そのような場合は、不在者財産管理制度、所有者不明土地管理制度等の活用を検討することが有益です¹⁸。また、収用適格事業に該当しない場合も同様です。

Q. II-2 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業で事業認定を受けることはできますか？

A. II-2 国又は都道府県が設置する、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される急傾斜地崩壊防止施設は収用適格事業に該当しません（法第3条第3号の3）。なお、収用適格事業に該当するには、都道府県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域内の事業であることが必要です（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項）。

Q. II-3 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業について、通常は事業用地の確保は無償譲渡ですが、緊急性等のため有償での取得を考えています。その場合、収用手続きを活用することは可能ですか？

A. II-3 可能です。なお、土地所有者等が不明である場合には、不在者財産管理制度、所有者不明土地管理制度等を活用した方が早期に用地を取得できる場合もありますので、そちらの検討も推奨します。

Q. II-4 急傾斜地崩壊防止施設の設置事業について事業認定の申請を検討していますが、事業の公益性等の説明方法が分かりません。

A. II-4 一般的には、事業の目的や必要性、急傾斜地崩壊防止施設であること、被災履歴（被災履歴がない場合は被害想定）、施設設置の効果等を説明することになります。具体的な事業の見込みがある場合は、早めに事業認定庁又は相談窓口にご相談して下さい。

Q. II-5 急傾斜地崩壊防止施設に係る事業認定の事例はありますか？

A. II-5 近年は事業認定の実績がありません。具体的な事業の見込みがある場合は、早めに事業認定庁又は相談窓口にご相談して下さい。

巻末の「(参考) 事業認定庁（事業認定に係る相談窓口）一覧」を参照。

¹⁸ 見積りの結果補償額が0円となった場合であっても、収用手続きを用いることを否定するものではない。

Ⅲ. 事前説明会

事業の認定を受けようとする起業者は、事業の目的や内容について利害関係人に対し広く周知するため、事業認定申請前に事前説明会を開催する必要があります（法第15条の14）。新聞紙への公告及び自らの権利の提供に合意していない土地所有者等に対する文書による通知を行い、中7日以上空けて開催します（規則第1条の2）。

Q. Ⅲ-1 事前説明会の開催に適した時期はいつですか？

A. Ⅲ-1 事業認定申請の内容に即した事業の目的や内容を説明することができるような時期に開催してください。事前説明会から事業認定申請までの間の時間の経過に伴い事前説明会で説明した内容と事業認定申請の内容が異なるものとなった場合は、事前説明会を開催し直さなければならない場合があるため、事業認定申請の概ね1か月程度前までに事前説明会を開催するのが望ましいといえます。

Q. Ⅲ-2 事前説明会で説明した内容と事業認定申請の内容が異なる場合は必ず事前説明会を開催し直さなければならないのですか？

A. Ⅲ-2 事前説明会后に、関連事業¹⁹や附帯事業¹⁹が追加となった場合、起業地の範囲が大幅に広がった場合等については、事前説明会を開催し直します。なお、事前説明会で説明した内容に変更があったすべてのケースにおいて開催し直す必要があるというわけではありません。例えば、事前説明会後の任意の用地取得の進捗に伴い、事業認定申請時に起業地が縮小され、事前説明会時に説明した起業地の範囲から、実際の事業認定申請時には起業地の範囲が狭まる場合があります。その場合、申請時の起業地の範囲が事前説明会時の起業地として説明した範囲内に含まれているため、開催し直す必要はありません。

Q. Ⅲ-3 事前説明会の開催に際し、留意すべき点はありますか？

A. Ⅲ-3 事前説明会の会場は、事業予定地に比較的近い場所を優先的に選定することが望ましいといえます。また、申請区間が1つの市町村であっても集落が異なる場合や複数の市町村にまたがるような場合には、利害関係者の参集の便等を踏まえ、複数の場所で開催することが望ましい場合もあります。

Q. Ⅲ-4 事前説明会の開催に際し、どのような新聞に公告するのがよいですか？

A. Ⅲ-4 事業予定地の存する地方において発刊されている新聞紙に掲載すればよく、基本的には普及率の高い地方の新聞紙の中から少なくとも1紙以上選定することが通常です。なお、新聞紙面上の広報欄での公告も否定されるものではありません。

¹⁹ これらの用語については巻末の用語集を参照。

Q. Ⅲ-5 新聞公告はどのように行うのですか？

A. Ⅲ-5 起業者の名称・住所、事業の種類、事業予定地、事前説明会の場所・日時を記載の上、事業予定地が存する地方の新聞紙に掲載します（規則第1条の2第1項第2号）。

事前説明会を開催するときは、事前説明会を開催する日の前日から起算して前8日に当たる日が終わるまで（例えば8月10日に事前説明会を開催したい場合、9日から起算して8日目の8月2日まで）に、新聞公告を行います²⁰。

【新聞公告の例】

<p>説明会の開催について</p> <p>左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。</p> <p>なお、この説明会は、土地収用法第十五条の十四の規定に基づく事業説明会にも該当しますので、申し添えます。</p>	<p>◇起業者の名称及び住所 ○○県○○市○○丁目○番○号 ○○県</p> <p>◇事業の種類 二級河川○○川改修工事</p> <p>◇事業の施行を予定する土地の所在 ○○県○○市大字○○字○○地内から ○○県○○市○○町大字○○字○○地内まで</p> <p>◇会場 ○○市コミュニティーセンター二階 (○○県○○市○○七二二)</p> <p>◇日時 令和○○年○月○日(○曜日) 午後七時から八時三〇分まで (受付開始午後六時三〇分)</p> <p>◇主催 ○○県 ○○建設事務所</p> <p>◇問い合わせ ○○県 ○○建設事務所 計画課 TEL ○○○○(○○○) ○○○○(代)</p>
--	---

<p>土地収用法第十五条の十四に基づく事業説明会開催のお知らせ</p> <p>左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。</p> <p>記</p>	<p>◇起業者の名称及び住所 ○○県○○市○○区○番○号 ○○県</p> <p>◇事業の種類 県道○○線改築工事</p> <p>◇事業の施行を予定する土地の所在 ○○県○○市○○大字○○字○○地内 及び同市○○大字○○字○○地内</p> <p>◇会場及び日時 ○○県○○公民館(大会議室) (○○県○○市○○町○番○号) 令和○○年○月○日(○曜日) 午後七時から午後八時まで (受付開始午後六時三〇分)</p> <p>◇主催 ○○県 ○○土木事務所</p> <p>◇問い合わせ ○○県 ○○土木事務所 電話 ○○○○(○○○) ○○○○(代)</p>
--	--

²⁰ 期間の初日は参入せず、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、期間は翌日に満了する。なお、土曜日及び12月29日から31日までの間はその他の休日とみなすこととなる（民法第140条～第142条、法第135条第1項）。

Q. Ⅲ-6 事前説明会の開始時刻になっても出席者が0名であった場合、どうすればよいですか？

A. Ⅲ-6 そのような場合には、事前説明会を打ち切ることができます。事前説明会を打ち切った場合には事前説明会が予定されていた期間中、事前説明会を打ち切った旨の書面を会場に掲示することに加え、掲示内容について起業者のウェブサイト又は関係する地方公共団体のウェブサイトにも掲載し公衆の閲覧に供することが必要です。²¹

起業者がウェブサイトを有していない場合など起業者のウェブサイトへの掲載が困難な場合等にあつては、関係する地方公共団体のウェブサイトに掲載することが求められるため、起業者による情報の更新等が迅速に反映されるよう、起業者と関係する地方公共団体との連絡体制を適切に構築しておくことが望ましいです。

【説明会を打ち切った場合の掲示例】

説明会の打ち切りについて

〇〇〇〇工事の目的及び内容にかかる説明会は、土地収用法施行規則第1条の3第1項第 号²²の規定により、打ち切りましたので、同規則第1条の3第2項の規定により掲示します。

令和〇年〇月〇日

〇〇県 〇〇土木事務所長

【土地収用法施行規則 (抄)】

第一条の三 起業者は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、前条第一項の規定による会合を打ち切ることができる。

- 一 前条第一項第二号の規定により公告された会合を開始する時において、参加する者がいないとき。
- 二 起業者（その職員又は代理人を含む。）若しくは会合に参加する者の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。
- 三 会合を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

2 起業者は、前項の規定により会合を打ち切つたときは、当該会合が予定されていた期間中、同項の規定により会合を打ち切つた旨について、その会場又はその付近の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

- 一 起業者のウェブサイトへの掲載
- 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

²¹ 令和5年に規則が改正された。改正によって書面掲示に加えて、ウェブサイトへの掲載が義務化された。（参照：規則第1条の3）

²² 打ち切りの理由に応じて、規則第1条の3第1項第1号～第3号のいずれかを空白箇所記入する。

IV. 事業認定の申請²³

1. 事業認定の申請時期

事業を計画的に進めるためにも、計画担当、事業実施担当及び用地担当との間で事業の計画段階から十分な連絡調整を行うことにより、事業の完成時期等を見込んだ適切な時期に収用手続きに移行することとし、その場合には速やかに事業認定の申請手続きに着手することが重要です。例えば、相続登記未了²⁴等による多数共有地の場合には、期間の経過に伴って土地所有者等が増大し、土地所有者等やその所在の把握に更に期間を要するおそれがあるので、収用手続きへの移行が結果的に迅速な用地取得に繋がりをすることを念頭に置いておく必要があるといえます。

申請時期に関し、国土交通省の直轄事業については「原則として、用地取得率 80%となった時又は用地幅杭の打設から 3 年を経た時のいずれか早い時までには収用手続きに移行する」という事業認定等の適期申請ルールが存在しているところであり（通知 1～3²⁵）、地方公共団体においても、同様の取組を行うことが有効な場合もあるといえます。

Q. IV-1 事業認定等の適期申請ルールは、用地取得率 80%となった時又は用地幅杭の打設から 3 年を経た時に達するまで収用手続きに移行できないという意味ですか？

A. IV-1 当該割合又は時期に達するまで収用手続きに移行することを制限するものではなく、収用手続きに移行する目安として遅くとも当該割合又は時期のいずれか早い時期を経過したものは収用手続きに移行した方がよい、という趣旨です。任意による用地取得の見通しが立たないのであれば、むしろ当該割合又は時期に達していなくても、事業を計画的に進めるために速やかに収用手続きに移行することが望ましいといえます。

2. 事業認定の申請単位

事業認定の申請単位については、全体計画区間の範囲、すなわち申請事業の公益性や土地利用の合理性等の判断対象となる 1 つのまとまりのある区間が申請単位になります（例えば、A. IV-9 に記載の考え方です。）。その結果、申請単位は相当程度の独立性を有する範囲になりますが、必ずしも起業者内部で整理されている事業単位の取扱いと同じでなければならないわけではありません。

²³ 未取得地があり、あらかじめ事業認定を得て円滑に用地取得を行いたい場合は、合意に向けた交渉が進展していたとしても、事業認定を受けることができる。

²⁴ 不動産登記法の改正により相続登記の申請が令和 6 年 4 月から義務化され、相続登記未了である所有者不明土地の解消が期待される場所である。

²⁵ 通知 1：「事業認定等に関する適期申請等について」（平成 15 年 3 月 28 日付け総合政策局長等通知）

<https://www.mlit.go.jp/common/001206616.pdf>

通知 2：「事業認定等に関する適期申請等について」（平成 15 年 3 月 28 日付け総合政策局国土環境・調整課長等通知） <https://www.mlit.go.jp/common/001206617.pdf>

通知 3：「早期かつ適正な用地取得の実施等について」（平成 21 年 12 月 25 日付け土地・水資源局総務課長等通知） <https://www.mlit.go.jp/common/001232553.pdf>

Q. IV-2 未事業化の区間を全体計画区間の範囲に含めることはできますか？
A. IV-2 未事業化の区間については、予算措置がされていないことなどから、法第 20 条第 2 号に適合しないこと、また、将来の施行が不確実であり、申請事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要が示せないことから法第 20 条第 4 号にも適合しないため、全体計画区間に未事業化区間を含めることはできません。

Q. IV-3 「起業者内部の事業単位の取扱いと同じでなければならないわけではありません」とありますが、具体的にはどのようなケースが想定されますか？
A. IV-3 例えば、起業者において、ダム、貯水池、導水路及び発電所の建設を一つの事業として整理していたとしても、事業認定申請においては、公益性を説明できる単位として、ダム及び貯水池の設置のみを切り離して一つの事業として申請をすることが可能です。

Q. IV-4 事業の公益性を説明できる単位である全体計画区間を申請単位とすると、大規模事業において起業者の負担が過大になるのではありませんか？
A. IV-4 全体計画区間についての公益性、土地利用の合理性、施行能力等について説明した上で、事業認定申請単位となる起業地を地物（河川、道路等）や行政界（大字等の旧市町村界、小字を含む。）で明確になる範囲に縮小することが可能です（起業地縮小）。 起業地縮小したうえで申請する場合は、起業地、事業計画を表示する図面等の作成、法 4 条地及び法令制限地の意見書に関する事務、事業計画に関する参考資料の作成事務が軽減され、申請の簡素化に資することとなります。

Q. IV-5 一部の区間について用地取得が全て完了している場合で起業地縮小する際、どのような点について留意する必要がありますか？
A. IV-5 起業地縮小する際の起業地区間は、地物（河川、道路等）、行政界（大字等の旧市町村界、小字を含む。）等で起業地が明確となる区間又は供用区間を除く区間等合理的な区間であることが必要です（山岳トンネルの途中の地物や行政界で行うことも可能です。）。また、起業地縮小により除外した区間に係る法 4 条地 ²⁶ 及び法令制限地 ²⁶ についても管理者及び行政機関と調整しておくことが必要となります（説明事例 2, 3 参照）。

Q. IV-6 工区単位等相互の用地取得のスケジュールに大きな差がある事業で起業地縮小する際、どのような点について留意する必要がありますか？
A. IV-6 起業地縮小する際の起業地区間は、地物、行政界等で明確となる工区単位又は一体として工事を施行する区間等の合理的な区間（以下「工区等」という。）であることが必要です。そのほか以下の点について説明してください（説明事例 4 参照）。 ・ 将来計画を含む全体計画区間の施行が確実で、申請起業地区間と将来施行予定工区について連続性があること。 ・ 工区等相互の用地取得スケジュールに大きな差がある（手続保留制度 ²⁷ の活用では事業の執行が担保されない）等一部の工区等について先行して用地取得を行う必要があること。

²⁶ これらの用語については巻末の用語集を参照。

²⁷ 事業認定の効力の発生を事業認定の告示がなされたときから最大 3 年間保留できる制度（法第 31 条～第 34 条の 6）（詳しくは VI も参照。）。

Q. IV-7 用地取得のスケジュール差による起業地縮小にて事業認定申請を行った後、残区間（先の申請で起業地縮小した区間）の申請を行う場合に留意すべきことはありますか？
A. IV-7 順次事業を進めた結果として、残区間の事業認定申請を行う時点では、先の申請で全体計画区間に複数存在していたあい路が順次解消される場合があります。先の申請で起業地縮小した区間が供用前であれば、当該区間を含めた公益性の説明と現道のあい路について説明することができますが、当該区間が供用済みである場合は、残区間を整備することによる追加的な公益性を説明するとともに、残区間に対応する現道のあい路についても説明する必要があります。 なお、追加的な公益性の説明は様々かと思われるので、必要に応じて事業認定庁又は相談窓口へご相談ください。
Q. IV-8 起業地縮小する場合は、起業地区間の延長に制限（何 km 以上）はありますか？
A. IV-8 起業地縮小をする場合の条件として、起業地区間の延長に制限はありません ²⁸ 。
Q. IV-9 交差点改良事業、工区を分けて段階的に実施している現道の拡幅事業、短距離の未整備区間が残っている堤防整備事業の全体計画区間の取り方がわからないのですが、具体的にどのような範囲とすればよいのですか？
A. IV-9 全体計画区間は、各事業の目的に応じた公益性が発揮できる単位とする必要がありますが、それぞれの範囲の取り方については以下のような考え方となります。 (交差点改良事業) ・例えば交差点内に右折車線を新たに設置することによって、交差点内の混雑を緩和することを目的とする事業の場合、右折車線の設置に伴い道路の構造に影響を与える範囲を全体計画区間とする必要があります（説明事例5参照）。 (工区を分けて段階的に実施している現道の拡幅事業) ・事業化されている工区の範囲に留意し、現道の拡幅によって混雑の緩和が図られる範囲を全体計画区間とします（説明事例5参照）。 (短距離の未整備区間が残っている堤防整備事業) ・事業の実施によって公益性を発揮できる範囲を全体計画区間としますが、完成済み区間を除いた未整備区間のみでは公益性の説明が困難な場合には、河川整備計画等で定められている堤防工事の施行の場所として示されている一連の範囲を全体計画区間とすることもできます。

²⁸ ただし、全体計画区間が長い事業の場合で、そのうち複数の区間について起業地とする必要があるとき、書類作成後に部分的に起業地としないとの変更があった場合に書類（図面における着色範囲の変更や法4条地の整理番号の振り直し、起業地の変更により事業名が変更する場合には事業名を記載する全ての書類）の再作成が生じることなどが考えられるため、それらの間隔等を考慮してまとめて起業地区間とすることが望ましい場合もある。

3. 事業認定庁に提出する書類²⁹

(1) 事業認定申請書³⁰（法第 18 条第 1 項、規則第 2 条別記様式第 5）

① 起業者の名称

国の行う事業にあつては、当該事業の施行について権限を有する行政機関の名称（〇大臣）を、法人の行う事業にあつては、法人の名称を記載します³¹。

なお、同一の事業で異なる起業者が共同で事業を行っているもの又は複数の事業で起業地の一部又は全部が重複し、これらの事業毎に区分することが困難なものについては、複数の起業者が共同して申請します。共同で事業認定申請を行う場合の例としては、一般有料道路事業と一般道路事業の合併施行道路、高架の自動車専用道路と高架下にある一般道の事業などがあります。

また、複数の事業で異なる起業者が同時に事業を行う必要があり、それぞれの起業者の事業認定庁が異なる場合は、各起業者同士、各事業認定庁同士が相互に連携して、各起業者から同時に事業認定申請を行うことが望ましいと考えます。ただし、一方の事業の用地取得が完了している場合には、用地取得が完了していない事業のみ、事業認定申請することになります。同時に事業認定申請を行う場合の例としては、高速自動車国道部分と県道からのアクセス道路（高規格道路とそのインターチェンジにアクセスするための道路）部分、同一の道路において起業者毎に管理区間が異なる場合の事業などがあります。（説明事例 6 参照）

Q. IV-10 アクセス道路などで起業者が複数となり、それぞれの事業の事業認定庁が異なる場合は、事業認定申請にあたり、起業者間・事業認定庁間の連携が必要ではないですか？

A. IV-10 そのような場合は、説明方法等に係る情報交換をしておくことが効率的・効果的な運用につながりますので、まずはそれぞれ事業認定庁に相談してください。

Q. IV-11 共同申請を行う際に、複数の事業が一体不可分の関係である旨を説明できなければ、共同申請を行うことはできないのですか？

A. IV-11 認定庁が国土交通大臣のみの事業の共同申請においては、施設の一体不可分かどうかにかかわらず同一の事業目的であり、かつ供用時期が同時期であれば、共同申請が可能となります。（例 都道府県管理の国道整備事業で一方の事業が権限代行により国が整備、他方が都道府県が整備する道路事業等）

認定庁が国土交通大臣と都道府県知事となる事業の共同申請の場合、複数の事業で起業地の一部又は全部が重複し、これらの事業ごとに区分することが困難なものについては、共同申請が可能です。（例 県営工業用水ダムと市営水道用ダムとが融合したダム等）

²⁹ 正本 1 部並びに起業地の存する都道府県及び市町村（東京都特別区又は指定都市の場合は、その区を市町村として扱う。）の数の合計に 1 を加えた数の写しが必要（規則第 2 条）。また、添付書類（(2) 事業計画書～(8) 事前説明会の実施状況を記載した書面等）に係る目録を作成し、事業認定申請書とともに提出する。なお、申請手数料が必要となる場合がある（法第 125 条）。

³⁰ 具体例は【事例集】を参照。

³¹ 道路法第 22 条及び河川法第 18 条による施行命令に基づいて施行する事業にあつては、受命者の名称を記載。

Q. IV-12 複数の起業者で一つの公益性（整備効果）を発揮するような場合であって、一方の起業者が全て用地取得済となった場合、共同申請と単独申請のどちらで申請するのですか？

A. IV-12 一方の起業者が全て用地取得済である場合、収用権の付与が不要であるため、単独申請となります。なお、全体計画区間の取り方は、申請する起業者の起業地のみとなりますが、公益性を説明する上では、用地取得済区間を含めなければ供用できない場合もあるため、その場合は、用地取得済区間の供用スケジュールを確認する必要があります。

②事業の種類

事業の種類はなるべく具体的に記載し、通称（〇〇バイパス等）も記載するようにします。なお、同一路線道路の改築、同一河川の改修等、同一の事業名で複数回事業認定申請の可能性がある（過去に同一事業名で使用した又は今後同一事業名で事業認定申請する予定がある）場合は、申請区間が特定できるように起業地区間を表示する必要がありますが、同一の事業名で複数回事業認定申請の可能性がない場合は、起業地区間の表示を省略することができます。

【事業の種類の記事例】

- ・一般国道〇〇号改築工事（〇〇バイパス・〇〇県〇〇市大字〇〇地内から同市大字〇〇地内まで）
 - ・二級河川〇〇水系〇〇川改修工事（△△堤防・〇〇県〇〇市〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び農業用道路付替工事
- （起業地区間の表示を省略できる場合）
- ・一般国道〇〇号改築工事（〇〇道路）及びこれに伴う市道付替工事

③収用又は使用の別を明らかにした起業地³²³³

起業地は、収用と使用の別を明らかにし、都道府県、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表します。³⁴また、2以上の市町村にまたがるときは、市町村毎に分けて記載し、字が付けられていない埋立地、海浜地又は河川敷地を起業地とする場合には、「〇〇地先埋立地」、「〇〇地先海浜地」、「〇〇地先河川敷地」等と表示します。なお、使用の部分がない場合「使用の部分 なし」と記載します（収用の部分がない場合も同様。）。

³² 漁業権、水利権等を収用する場合は、河川内の権利が存する範囲の上流端及び下流端をとらえて起業地の範囲を表示。また、対象となる権利が海面に存するときは「〇〇地先海面」と表示。

³³ 1つの申請書で、土地、権利等を収用する場合には、収用の目的物毎に区分して起業地を表示。

³⁴ 起業地名にふりがなを付すことは必須ではないが、認定庁が必要と認める場合は記載する。

【起業地の記載例】

- イ 収用の部分 ○○県○○郡○○村○○字○○、字○○及び字○○地内並びに
同県○○市○○町○○字○○、字○○及び字○○地内
- ロ 使用の部分 ○○県○○郡○○村○○字○○地内

Q. IV-13 同一の土地について、住居表示等の行政単位の字と不動産表示の字のいずれも
がある場合は、どちらを用いるべきですか？

A. IV-13 そのような場合には、行政単位の字を用いて、関係者に分かりやすく表示する
ことが望ましいです。

④事業の認定を申請する理由

以下の事項³⁵を記載します。

- ・事業計画の概要（目的、事業の内容、得られる公共の利益を簡潔にまとめたもの）
- ・申請する事業（本体事業、附帯事業及び関連事業）が収用適格事業であること
- ・事業認定の申請に至った用地交渉の概略（土地所有者等の概数、必要面積及びその進捗率、交渉開始年月）

(2) 事業計画書³⁶（法第18条第2項第1号、規則第3条第1号）

①事業計画の概要

事業の目的や内容を具体的に（できるだけ数字を用いて定量的に）説明します³⁷。附帯事業を施行する場合には以下の例により事業内容を記載します。関連事業を施行する場合は本体事業の事業計画と区分して記載するとともに、以下の例による関連事業計画書を添付します。

【附帯事業の記載例】

工事用道路	延長	m	幅員	m	使用面積	m ²
資材置場	○箇所	延		m ²		
土捨場	○箇所	延		m ²	捨土量	延 m ³

³⁵ 加えて、事業の施行に関して免許、許可又は認可等が必要である場合は当該処分を終えたことを、議会又は取締役会の議決が必要である場合にはその手続を終えたことを、複数の起業者が共同申請をする場合にはその理由を記載。

³⁶ 具体例は【事例集】を参照。

³⁷ 起業地縮小を行う場合は、全体計画区間について説明した上で申請起業地区間について説明し、加えて起業地縮小を行った旨及びその理由を説明。事業全体の完成以前に暫定供用する計画がある場合はその旨を記載。

【関連事業計画書の作成例】

図面 表示 番号 38	施設の種類 及び名称	管 理 者	現 況			計 画			備 考
			延 長 m	幅 員 m	構 造 形 式	延 長 m	幅 員 m	構 造 形 式	
1	県道〇〇線	〇〇県	31	6.0	簡易アスファルト 舗装	92	6.0	盛土形式	
2	一級河川〇 〇川第2支〇 〇川	〇〇県	31	5.0	ブロック護岸	75	6.0	鋼矢板護岸	
3	用水路 (〇〇筋)	〇〇市土 地改良区	31	5.5	コンクリート U型水路	125	5.0	〃	

②事業の開始及び完成の時期

事業の開始の時期として用地交渉着手の時期を、完成の時期として物理的な工事の完成の予定時期を記載します³⁹。関連事業の完成の時期が本体事業のそれと異なるときには、その時期を明示します⁴⁰。

③事業に要する経費及びその財源^{41,42}

事業に要する経費として、複数年度にわたる事業計画における経費は、以下の例により申請年度の前年度まで、申請年度、申請年度の翌年度以降の3つに分けて経費区分毎に記載します⁴³。

【経費の記載例】

区 分	〇 〇 〇 バイパス 全体計画区間	申 請 起 業 地 区 間	年 度 別 内 訳		
			令和5年度 ま	令和6年度	令和7年度 以 降
工 事 費	千円	千円	千円	千円	千円
用 地 費 及 び 補 償 費					
そ の 他					
計					

³⁸ 事業計画表示図と照合できるように番号を付す。

³⁹ 事業認定申請単位を縮小した場合は、全体計画区間と申請起業地区間双方の時期を記載。また、事業の完成後、直ちに供用開始しないときは、供用開始の予定日を明示。

⁴⁰ 事業計画の最終的な完成の前に暫定的に供用を開始するときはその時期も記載。なお、最終的な完成の時期が明らかでないときは、暫定供用開始の時期をもって完成の時期として記載（この場合、暫定供用時における事業計画を完成時における事業計画とみなして事業認定を受ける。）。

⁴¹ 用地の取得を土地開発公社等の起業者以外の者が行う場合には、その旨を記載し、起業者と用地の取得を行う者との間の用地取得に関する協定書、覚書等を提出。

⁴² 公社資金で用地買収を行った場合の用地費は、買戻しの年度で計上。

⁴³ 申請に係る事業が全体計画区間の一部であるときは、全体計画区間の事業費もあわせて記載。

Q. IV-14 関連事業の経費を本体事業と切り分けられない場合はどうしたらよいですか？

A. IV-14 総事業費の中に関連事業の経費を含む旨を記載してください。

事業の財源について、2つ以上あるときは、それぞれの額又は負担割合を記載します。国が行う事業については所管、会計名及び項目を明記し、都道府県等の事業で国の補助を受けている場合は所管、会計名、補助率を記載します。なお、起債を財源とするときは、その額、発行の許可がされているときには許可された年月日も記載します。

【財源の記載例】

科目	国費（補助金） （国土交通省所管）	県費 （〇〇県所管）	国費率
会計名	一般会計	一般会計	55/100
款	—	土木費	
項	地域連携道路事業費	道路橋梁費	
目	地域連携道路事業費補助	道路新設改良費	

・根拠法令 道路法第56条

④事業の施行を必要とする公益上の理由

得られる公共の利益、失われる利益、早期施行の必要性を説明します。得られる公共の利益に関し説明すべき事項は、V3（2）を、失われる利益に関し説明すべき事項はV3（3）を、早期施行の必要性はV4（1）を参照してください。

附帯事業（説明事例7、8参照）や関連事業を施行する場合には、その必要性について説明します。なお、関連事業の必要性は、本体事業の施行により既存の公共施設の機能が阻害されること、既存の公共施設は必要不可欠であるため、必要最小限の範囲で機能を維持する必要があること等について記載することが必要です。

⑤収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由⁴⁴

事業に必要な土地の面積の概数については、以下の例により法4条地又は起業者の所有地のように買収を要しない土地も含めて、申請事業に必要な土地の面積の概数（10又は100の単位）を実測面積で事業目的別、地目別⁴⁵に記載します。また、事業開始のときにあった起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載します⁴⁶。なお、収用又は使用のいずれか一方がない場合にはその旨を記載します。

土地を必要とする理由については、附帯事業、関連事業についても記載します。

⁴⁴ 権利を収用又は使用しようとするときは、申請書の権利と対応させ、消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載。また、土石砂れきを収用しようとするときは、土石砂れきの種別及び採取量、土石砂れきの存する土地の地目及び面積をあわせて記載。

⁴⁵ 不動産登記法上（不動産登記規則第99条）の分類にこだわらず、現在の利用状況に着目して適宜区分。

⁴⁶ 事業認定の申請時点において既に移転、除却が完了しているものについては、その旨も記載。

【土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由の記載例】

(面積の概数)

収用の部分

地目	本体事業 (m ²)	関連事業 (m ²)	計 (m ²)
宅地			
田			
畑			
山林			
道路			
河川			
計			

使用の部分

地目	本体事業 (m ²)	附帯工事 (m ²)
宅地		
田		
畑		
山林		
計		

(支障物件の数量)

収用の部分

住 宅 2戸3棟
倉 庫 2棟(1棟は移転済み)
工 場 1棟(移転済み)

使用の部分

なし

(土地等を必要とする理由)

収用の部分

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本体事業及び関連事業を施行するために必要最小限の土地である。また、物件はこれらの土地に存し、起業地外への移転を要する主なものである。

使用の部分

これらの土地は、トンネルの存する期間中において使用するもの並びに道路排水路、橋脚等の施工に伴う掘削及び橋梁上部工の施工に伴う足場工のため、工事期間中一時的に使用するものであり、使用する範囲は必要最小限の土地である。

また、工事用道路並びに橋梁上部工及び下部工工事に必要となる施工ヤードのため工事期間中一時的に使用する範囲を附帯工事として施工するものであり、使用する範囲は必要最小限の土地である。

⑥起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

都市計画決定をしている事業については、代替案比較を省略することが可能となりますが、コントロールポイント等を考慮された起業地となっているのかを説明します。

都市計画決定をしていない事業については、代替案との比較において申請案が優位で

あることを説明します。具体的にはV3（4）を参照してください。なお、必要に応じて起業地選定比較表、ルート比較図等を添付します。

附帯事業、関連事業については、本体事業との関係を説明した上で、起業地の位置選定の合理性について説明します。

（3）起業地及び事業計画を表示する図面（法第18条第2項第2号）

①起業地位置図及び表示図（規則第3条第2号）⁴⁷

起業地位置図は、縮尺25,000分の1（ない場合は50,000分の1）の一般図によって起業地の位置を示すものです。適宜の色で起業地を着色します⁴⁸。また、図面上には起終点の地名を明示します。

起業地表示図⁴⁹は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので起業地を表示するに便利な縮尺（縮尺1000分の1を用いることが一般的）の地形図⁵⁰によって字名・字境界を明らかにした上で、起業地内の主要な物件⁵¹を図示するとともに以下のとおり着色等します⁵²。

- ・収用の部分 薄い黄色
- ・使用の部分 薄い緑色
- ・収用・使用しようとする物件、収用・使用しようとする権利の目的である物件が存する土地の部分 薄い赤色
- ・手続保留する起業地の範囲 黒色の斜線

②事業計画表示図（規則第3条第3号）

縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので施設の位置を図示するものであり、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付します⁵³。原則として起業地表示図と併用することとし、併用しない場合においても同一縮尺のものとするとよいでしょう。

関連事業については、本体事業と同一の事業計画表示図を使用し、必要に応じて横断図等を添付します。

⁴⁷ 位置図、表示図ともに符号は国土地理院発行の5万分の1の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによる。

⁴⁸ 起業地縮小を行う場合は、申請起業地区間とそれ以外を別の色で表示。

⁴⁹ 図面が数枚になるときには、図面番号をつけること。

⁵⁰ 起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等が記載され、縮尺、方位、凡例がついたもの。実測した地形図により作成する。なお、公図は地形図ではないので用いない。

⁵¹ 起業地内の物件は、現にある人家、学校等の建築物を図示する。

⁵² 事業の施行に必要な土地は、施行したか否か、買収したか否かを問わず着色する。ただし、関連事業に必要な土地について、任意買収等の完了により収用する必要がない場合には、当該関連事業の事業認定申請は行うことができないので、起業地として着色する必要はない。また、薄い黄色、薄い緑色、薄い赤色については、それぞれ特別の意味を持っているので、他の用途には用いない。

⁵³ 必要に応じて構造図を添付し、横断図については、断面としたポイントを事業計画表示図に明示。

Q. IV-15 本線道路にあわせて道路法に基づかない側道（いわゆるサービス道路）も本線道路と一体となって計画されている場合、事業計画表示図においてサービス道路の事業計画線を表示してもよいですか。
A. IV-15 原則として、事業計画表示図にサービス道路の計画を含めて表示することはできません。ただし、サービス道路の施工箇所において、すべての用地が任意取得されている場合には、サービス道路の事業計画線を表示することができます。なお、サービス道路の施工箇所は起業地として着色はできません。

(4) 関連事業について、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
(法第 18 条第 2 項第 3 号)

本体事業の起業者が当然に関連事業の事業施行権限を有しているとは限らないため、本体事業の施行者が関連事業を施行することについても起業者適格を有する旨を明示する書面が必要となります（関連事業について詳しくは V 1 (2) 参照）。

法令の規定によって権限が付与されている場合は当該規定に基づく書面を、その他の場合には関連事業に係る施設の本来の管理者と本体事業の起業者との協議書⁵⁴、協定書、事業施行委託書等を添付します。協議書には関連事業を施行する所在地、事業の種類と名称、施行延長、幅員、深さ等の工事概要、支障となる現在施設の状況（延長、幅員等）を記載します。また、管理者からの協議回答書の外、起業者からの協議書も添付します。

(5) 法 4 条地の調書、図面、管理者の意見書（法第 18 条第 2 項第 4 号）

①調書⁵⁵

以下の例により起業地内の法 4 条地を一覧にまとめた調書を作成します（規則第 3 条第 4 号別記様式第 6）。

【法 4 条地調書の作成例】

図面表示 番号 ⁵⁶	郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類 ⁵⁷	供している 土地の面積	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
1	〇〇市〇〇字〇 〇地内	通 信 線 (〇 〇 線)	193m (電話柱6本)	日本電信電 話株式会社	有
2	"	送 電 線 (〇 〇 線)	147 m ² (電柱2本)	〇〇電力株 式会社	"
3	〇〇市〇〇内	一 般 国 道 〇 号	9 m ²	国土交通大 臣	"
4	〇〇市〇〇字〇 〇地内	二 級 河 川 〇 〇 川	155 m ²	〇〇県	"
5	"	準 用 河 川 〇 〇 川	49 m ²	〇〇市	"

⁵⁴ 書式については様式 1 を参照。

⁵⁵ 収用適格事業の用に供されている施設はたとえ占用物件であっても調書を作成する。

⁵⁶ 「法 4 条地の図面」に表示する番号。

⁵⁷ 施設の名称を記載。

②図面

縮尺 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までのものとします（規則第 3 条第 4 号）。特に支障がなければ起業地表示図と併用します。併用しない場合も同一の縮尺によるとよいでしょう。

図面の作成に当たっては、法 4 条地には種類別に適宜着色⁵⁸し（例えば、道路は茶色、河川・水路は水色。ただし、（3）①に記載のとおり黄色、緑色及び赤色は特別な意味があるため用いないようにします。）、番号を付して調書との照合の便宜を図ります。なお、起業地表示図と併用する場合は、着色が判別できるように配慮してください。

③管理者の意見書

管理者への照会文及び意見書⁵⁹の写しを調書の次に添付します（法第 18 条第 2 項第 4 号）。

管理者への意見照会に当たっては、事業計画を説明し起業地表示図等に当該法 4 条地を明らかにした上で、土地を事業の用に供して差し支えないかどうかを伺うものとします。

Q. IV-16 申請する事業について、既に管理者から法 4 条地の使用を認められている場合でも改めて意見書が必要になるのですか？
--

A. IV-16 占用許可書、使用承諾書などがあり、既に使用が認められている場合はこれらの写しを添付すればよく、改めて意見照会をする必要はありません。
--

Q. IV-17 意見照会をしたが何の返答もない場合はどのようにしたらよいですか？
--

A. IV-17 意見を求めた日から 3 週間を経過しても、これを得ることができなかつたとき又は意見がないときは、添付することを要しません。この場合には、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添付します（法第 18 条第 3 項、規則第 3 条第 5 号） ⁶⁰ 。

（6）法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（法第 18 条第 2 項第 5 号）

法令制限地に係る権限を有する行政機関への照会文及び意見書⁶¹の写しを添付します。また、起業地表示図に区域線や引出し線、補助線等を使って法令制限地を表示します。

Q. IV-18 事業認定を受けるなど法の適用対象事業となれば制限が当然に適用除外となるものや届出をすれば制限が解除されるものについても意見書は必要ですか？

A. IV-18 必要ありません ⁶² 。

⁵⁸ 申請起業地区間のみで足りる。

⁵⁹ 書式については様式 2 を参照。

⁶⁰ （6）（7）の行政機関の意見書においても同様の取扱いとなる。

⁶¹ 書式については様式 3 を参照。

⁶² 例えば、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内においては、同法第 15 条の 2 の規定により、都道府県知事の許可がなければ開発行為ができないこととされているが、同法第 19 条の規定により、法の規定に基づき事業の認定の告示がなされた場合には同法第 15 条の 2 の規定が適用除外となることから、事業認定申請に当たって、法令制限地に係る行政機関の意見書の添付は要しない。

Q. IV-19 事業の供用に当たって道路の占用の許可や河川区域内の土地の占用の許可が必要となる場合に、事業認定申請時においてこれら許可等に関しても当該許可権者からの意見書が必要ですか？
A. IV-19 これらは土地の使用権原の決定に係るものであり、土地利用の規制に係るものでないため必要ありません。

Q. IV-20 既に行政機関より許可、承認等を得ているときにも改めて意見書が必要になるのですか？
A. IV-20 これらの写しを添付すればよく、改めて意見照会をする必要はありません。

Q. IV-21 法4条地と法令制限地が重複する場合、別途意見照会をしなければなりませんか？
A. IV-21 1枚の照会及び意見書にまとめて構いません ⁶³ 。

(7) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（法第18条第2項第6号）

現実に処分があった場合には当該処分に関する書類の写しを添付し、処分がない場合には処分をすべき行政機関の意見書の写しを添付します。行政機関の意見書の写しを添付する場合には、照会文の写しもあわせて添付します。

(8) 事前説明会の実施状況を記載した書面等（法第18条第2項第7号）

事前説明会の実施状況を記載した書面⁶⁴及び公告した新聞紙の写しを添付します（規則第3条第6号）。

(9) その他

Q. IV-22 事業認定申請を電子申請で行うことは可能ですか？
A. IV-22 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項により委任されている、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条及び第4条によって電子申請が行えます。

⁶³ 書式については様式4を参照。

⁶⁴ 書式については様式5を参照。

V. 事業認定申請にあたり説明が必要となる事項

法第 20 条第 1 号から第 4 号までには事業認定の要件が規定されており、事業認定申請に当たってはこれらの要件に適合する事業であることを事業認定申請書や事業計画書等の添付書類で示す必要があります。また、事業認定申請書やその添付書類で説明する事項にあわせて必要な参考資料を添付します⁶⁵。なお、巻末に参考資料の目次例を掲載しておりますので、必要に応じて参考にしてください。

【土地収用法 (抄)】

(事業の認定の要件)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

Q. V-1 (共通) 一般に公表されている資料等もすべて参考資料として準備する必要がありますか？

A. V-1 一般に公表されている資料(インターネット上で公表されている環境影響評価に関する資料、ダム検証に関する資料等)についてはどこに所在するか等を明らかとすれば足り、添付する必要はありません。

1. 法第 20 条第 1 号要件の適合性の説明

(1) 収用適格事業

申請事業は法第 3 条各号に列記されるものに関する事業(収用適格事業)であることが必要であり、事業認定の申請に当たっては申請事業が収用適格事業に該当することを示すことが必要となります。なお、巻末に収用適格事業の一覧を掲載しておりますので、必要に応じて参照してください。

Q. V-2 (道路) 法第 3 条第 1 号の道路事業について、道路区域の決定がなければ事業認定は受けられないのですか？

A. V-2 道路区域の決定が事業認定の要件となっておりませんが、道路法上、「道路管理者は、路線の指定又は認定(変更)があった場合にはできるだけ速やかに区域の決定(変更)を行い、常に道路の区域が明確にされているよう取り扱わねばならない」(改訂 6 版『道路法解説』(道路法令研究会))とされていることや、道路区域が決定されていなければ、事業認定を受けようとしている道路と他の道路とが交差している部分の起業地の範囲が決まらないことなどから、実務上、道路区域の決定は必要と考えられます。

⁶⁵ 事業計画の根拠となる法定計画等の変更手続が行われる場合であっても、当該変更が事業計画書に影響しない限り、改めて説明し直す必要はない。

(2) 関連事業⁶⁶

本体事業により必要が生じた関連事業の施行に当たって土地を収用する場合にも、当該事業が収用適格事業に該当することを示すことが必要となります。

また、本体事業と一括して事業認定を受けられる関連事業の起業地の範囲は、従前施設の機能を回復又は維持する範囲内にとどめられていることが必要です。

そのほか本体事業の起業者に関連事業を施行する権限があり、あわせて施行する必要性があることも説明する必要があります（説明事例 9, 10, 11, 12, 13 参照）。

Q. V-3（関連）従前施設の機能や構造が法令の最低基準に合致していない場合でも、その機能を維持する範囲内にとどめる必要があるのですか？

A. V-3 そのような場合は例外的に法令の最低基準に適合するための必要な範囲までは起業地とすることができるものとして取扱います。

Q. V-4（関連）ダム事業の施行に伴い必要が生じた道路の付替工事について、従前の機能の維持を超えた規格で整備したい場合、どうしたらよいですか？

A. V-4 ダム事業の施行に伴う道路の付替工事については、ダム事業の関連事業として一度に事業認定を受けることができますが、従前の機能の維持を超えた規格で整備したい場合は、ダム事業の関連事業としては事業認定を受けることができないので、道路事業として、当該道路事業の事業認定庁に、合理的な理由を説明したうえで、事業認定を申請する必要があります。なお、このような場合は、起業者間・事業認定庁間でそれぞれ情報交換することが効果的な運用に繋がります。

Q. V-5（関連）本体事業が任意で用地取得を完了しており、関連事業施行地内に収用地が残っている場合に、関連事業として単独で事業認定申請を行うことは可能ですか？

A. V-5 関連事業についての事業認定申請は、必ず本体事業と同時に行わなければならないものではなく、本体事業と切り離して関連事業のみを事業認定申請することも可能です。ただし、関連事業は本体事業を根とするものであるため、関連事業のみの申請であっても、本体事業の法第 20 条各号要件の該当性を説明する資料を添付し申請をする必要があります。

(3) 附帯事業

法第 3 条第 35 号に関する事業は、同条第 1 号から第 34 号の 3 までに掲げるものに関する事業のために、欠くことのできない通路等の施設を設置する事業であり、「附帯事業」と呼ばれます。

⁶⁶ 具体的にはダムの建設により水没するために必要となる道路の付け替えや、高速道路の建設により必要となる農道の付け替え、河川の整備等が想定される。なお、同一事業で異なる起業者が共同で事業を行っているもの（県営工業用水用ダムと市営水道用ダムが融合したダム等）、複数の事業で起業地が重複し区分することが困難なもの（高架の自動車専用道路と高架下にある一般道路等）、複数の事業で異なる起業者が同時に行う必要があるもの（有料道路と県道からのアクセス道路等）は関連事業として扱われない。

Q. V-6 (附帯) 附帯事業とは、どのような事業が該当しますか？
A. V-6 法第3条第1号から第34号の3までに掲げる事業を施行するうえで必要不可欠な工事用道路、土砂場、仮線敷等に関する事業を行う必要が生ずる場合、これらの施設に関する事業で、同条第35号の規定により収用適格事業に該当するものが附帯事業となります。

Q. V-7 (附帯) 本体事業を施行するにあたり必要となる一時使用地(擁壁設置に伴う掘削工事、橋梁設置に伴う足場工事等)は、附帯事業に該当しますか？
A. V-7 擁壁設置に伴う掘削工事、橋梁設置に伴う足場工事等は、本体事業の一部となるため、附帯事業には該当しません。法第35条は、工事用道路、仮設水路、現場工事事務所、土捨場、資材置場等の「施設」を設置するものが該当します。

Q. V-8 (附帯) 本体事業が任意で用地取得を完了しており、附帯事業施行地内に残件がある場合に附帯事業として単独で事業認定申請を行うことは可能ですか？
A. V-8 附帯事業については、本体事業と切り離して事業認定を受けることも可能ですが、一般的に本体事業の用地取得が完了していない場合には、本体事業とあわせて事業認定を受ける必要があります。

2. 法第20条第2号要件の適合性の説明

(1) 起業者が申請事業を遂行する意思を有すること。

地方公共団体であれば議会の議決があること、一般法人であれば法人としての正式な意思決定(事業計画の決定等)があることを説明する必要があります。

(2) 起業者が申請事業を施行する法的な権能を有すること。

起業者が法令により申請事業を施行する権能を付与されていること、必要な行政機関の免許、許可又は認可等(例えば、鉄道事業の認可)を既に得ていることを説明する必要があります。説明に際してはそれを証する参考資料⁶⁷を添付します。

Q. V-9 (道路) 都道府県が指定区間外の国道の新設又は改築をしようとする場合、道路法第74条の認可が必要とされていますが、補助金等の交付決定をもって本条の認可に代えている場合にはどのような書類を添付すればよいですか？
A. V-9 そのような場合は、補助金等の交付金決定通知書を添付すればよいです。

(3) 起業者が申請事業を遂行するのに十分な資金力、組織・体制等の能力を有すること。

事業に必要な予算、起債、借入れ等の措置が講じられていることを説明する必要があります。

⁶⁷ 例えば国土交通大臣が一般国道の改築を行う場合は、道路法第5条第1項の規定による政令で指定する一般国道であること、道路法第13条第1項の規定による政令で指定する一般国道の指定区間に存することを示す。

Q. V-10（共通）事業に必要な予算等が講じられていることを説明する資料は参考資料に何年分添付すればよいですか？

A. V-10 必要なのは、申請年度の予算が措置されていることが分かる資料です。国からの補助金等がある場合には交付決定通知書等、地方公共団体の予算が入っている場合には、当該予算措置がなされていることが分かる資料を添付します。

3. 法第 20 条第 3 号要件の適合性の説明

(1) 事業計画の技術基準適合性

事業計画の法適合性として、例えば法令上位置付けられた構造基準（道路構造令、河川管理施設等構造令等）が存在する場合には事業計画がこれらの構造基準に適合していることを説明する必要があります（説明事例 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23 参照）。

Q. V-11（道路・河川）道路構造令や河川管理施設等構造令に合致していなければ事業認定は認められないのですか？

A. V-11 道路構造令や河川管理施設等構造令はそれぞれの第 1 条に規定されており「一般的技術的基準」であるため、事業によってはこれらの構造令に適合しない部分もあります。その際は、実施する事業の水準の公益性が妥当であること、その公益性を実現するための手法として事業計画が適正であることを構造令以外の一般的に用いられている施設基準を用いて説明します。一般的に用いられている施設基準は法令に定められているものである必要はありませんが、その基準の考え方、適用の対象、法令による施設基準との関係等が明確であることが必要です。

想定されるケースの例	必要となる説明
最小右折車線長よりも短い右折車線を整備する場合	『道路構造令の解説と運用』（日本道路協会）により車線長を短くしても交差点内の円滑な交通を確保できることを説明（説明事例 24 参照）。
4 車線以上で整備する交通量があっても 2 車線で整備する場合	『道路の交通容量』（日本道路協会）によりピーク特性等を検証した結果、2 車線での整備が許容されることを説明（説明事例 25 参照）。
堤内地側に耐震対策として液状化対策工法を施工する場合（河川の耐震対策）	『河川堤防の液状化対策の手引き』（土木研究所）により液状化対策の必要性、工法の妥当性等について説明。
「多自然川づくり」の観点を踏まえ、部分的に広い川幅を確保して整備する場合	『中小河川に関する河道計画の技術基準：解説』（多自然川づくり研究会）により旧川敷等を活用して広い川幅を確保する必要性を説明（説明事例 26 参照）。

Q. V-12（道路・河川）道路構造令や河川管理施設等構造令の特例値又は標準値から特例値の間にあるような値（以下「特例値等」という。）を採用する場合や規定値をランクアップする場合には、どのような説明をすればよいですか？

A. V-12 道路構造令や河川管理施設等構造令の特例値等を採用する場合や規定値をランクアップする場合には、周辺の地形の状況や標準的な値を採用した場合の弊害等を説明することにより、合理性を説明します（説明事例 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34 参照）。

Q. V-13（道路）暫定2車線の道路として事業を実施していますが、将来的に4車線とする計画がある場合に、4車線分の用地を起業地として事業認定申請することはできますか？

A. V-13（道路）4車線で事業を実施することが決定されており、申請時点において計画交通量等から4車線で整備する必要性を説明できる場合には、暫定2車線、完成4車線それぞれの供用開始時期を申請書に明記することによって、4車線分の用地を起業地として事業認定申請することが可能です。また、暫定2車線で既に供用している事業について、4車線化することを内容とする事業認定申請も可能です。完成4車線の事業化が未定の場合は、暫定2車線供用の事業計画で事業認定申請を行うこととなります。

Q. V-14（道路）都市計画において設置位置が定められている道路附属物（換気塔等）を設置したい場合、必要性や設置位置の妥当性等の説明をどのように行えばよいですか？

A. V-14 道路附属物（換気塔等）を設置する場合には、参考資料において必要性等を説明する必要がありますが、都市計画決定時に当該施設の必要性等について説明、議論等がなされているような場合にはこれらの資料を参考資料として添付し、有力な疎明資料として活用することが可能です（説明事例35参照）。

Q. V-15（道路）都市計画において幅員が定められている道路を整備したい場合、当該道路の計画幅員は、都市計画決定されていることを根拠として説明することで足りませんか？

A. V-15 都市計画決定されている都市施設の事業計画であったとしても、道路構造令等の技術基準に照らして計画幅員の合理性を説明する必要があります。なお、道路構造等の見直しにより、事業計画が都市計画と一致していない場合には、道路構造令の規定等から合理性を説明します。またその際には、都市計画部局から、事業認定申請時点では都市計画の変更手続を行う必要がないことを確認した旨、若しくは軽微な変更該当するため変更手続を省略できる旨を確認していることを説明します。（例 都市計画部局と協議した際の記録簿を添付して説明する等）

Q. V-16（道路）非常駐車帯を設置したいのですが、都市計画において設置位置が定められていません。このような場合、必要性や設置位置の妥当性をどのように説明すればよいですか？

A. V-16 非常駐車帯の必要性については、道路構造令の規定や実施しようとする事業の幅員構成等から非常駐車帯を設置しなければならない理由を説明します。設置間隔については、長大橋やトンネル等の構造上の制約、停止頻度の高い箇所等を踏まえ、どのような間隔で配置するのかについて説明します（説明事例36参照）。

Q. V-17（道路）パーキングエリア等の休憩施設を設置したい場合、必要性や設置位置の妥当性等の説明をどのように行えばよいですか？

A. V-17 パーキングエリア等の休憩施設の必要性については、実施しようとする事業の内容等から休憩施設を設置しなければならない理由を説明します。設置位置については、長大橋やトンネル等の構造上の制約等を踏まえ、どのような位置に設置するのかについて説明します。なお、設置位置について、起業者の内規において規定がある場合には、それを参考資料として添付し、有効な疎明資料として活用することが可能です（説明事例37参照）。

Q. V-18 (道路) 除雪車待避所を設置したいのですが、道路構造令等には規定がありません。このような場合、必要性や設置位置の妥当性をどのように説明すればよいですか？
A. V-18 除雪車待避所の必要性については、除雪時における当該道路のサービス水準を確保する観点等から除雪車待避所を設置しなければならない理由を説明します。設置間隔については、切土区間や市街地近接部等の構造上の制約、除雪車両の作業速度等を踏まえ、どのような間隔で配置するのかについて説明します。なお、設置計画について、起業者の内規において規定がある場合には、それを参考資料として添付し、有効な疎明資料として活用することが可能です(説明事例 38 参照)。
Q. V-19 (共通) 事業認定申請を予定している事業の構造に影響を及ぼす他事業の事業計画があり、その事業計画を考慮した構造で申請する場合、どのような説明が必要になりますか？
A. V-19 事業認定申請を予定している事業の構造に影響を及ぼす他事業の事業計画があり、その事業計画を考慮した構造(例えば、全線盛土構造のところ、他事業と交差部分のみ高架構造とする等)で申請する場合には、申請時点で他事業が確実に完成することの説明が必要になります。例えば、他事業の用地取得が全て取得済みであることや同時期に事業認定申請が予定されていること等で説明します。
Q. V-20 (道路) 事業計画の諸元について、横断勾配や排水計画はどのような説明を行えばよいですか？
A. V-20 標準横断勾配については説明事例 39 を、排水計画については説明事例 40 を参照ください。
Q. V-21 (道路) 本線シフトを伴う交差点が複数近接しており、走行性及び安全性を確保するために中央帯幅員を広く設ける場合はどのような説明が必要ですか？
A. V-21 交差点の設置間隔や本線シフトを伴う交差点である旨の説明や道路構造令に基づく規定値で中央帯幅員を計画した場合の問題点及び計画した中央帯の幅員の根拠を説明する必要があります(説明事例 41 参照)。

(2) 申請事業の施行により得られる公共の利益

事業計画等により得られる公共の利益が相当程度存することを説明することが必要であり、

- ・ 申請事業を実施する理由として、現在生じている具体的な不利益や損失(又は将来的に発生すると予想される不利益や損失)
- ・ 申請事業の施行により見込まれる効果

を中心に事業計画の適正性、合理性を示すこととなります。具体的には、各申請事業の内容に応じ大きく異なるため、以下に代表的な申請事業について説明すべき事項の大枠を示します。本手引きにて紹介する事業認定申請書及び事業計画の例も参考にしてください。

Q. V-22 (共通) 得られる公共の利益の説明にあたり、事業評価 ⁶⁸ の際の説明資料、都市計画決定時の資料などの既存資料やデータを活用することはできますか？
A. V-22 その有効性（事業認定時において一般的に用いられている手法により算出された最新のデータか、将来予測をしたデータについてはその予測年を経過していないか等）を精査した上で問題なければ、事務負担の軽減の観点から既存資料やデータは積極的に活用すべきです。なお、これは公共の利益の説明に限られたことではなく、事業認定申請全般にいえることです。

①交差点改良事業

混雑緩和を目的とする事業の場合には、交差点の混雑状況を全国道路・街路交通情勢調査等に基づく混雑度、独自に調査した最大渋滞長⁶⁹・最大通過時間⁷⁰又は地域の協議会等により特定されている主要渋滞箇所及び特定された理由等により説明します（説明事例 42 参照）。

また、事業の効果として交差点の混雑状況がどの程度緩和されるか又は所要時間がどの程度短縮されるかを説明します。その際、現道を拡幅する場合には現道拡幅後の混雑度等を示しながら説明します。

交通事故の防止を目的とする事業の場合には、交通量、道路構造令の基準を充足していない状況（右折車線未設置・線形不良等）等を説明するとともに、現道における交通事故の発生状況⁷¹（道路構造令の基準を充足しない箇所における事故発生件数や事故類型等）等を用いて交通事故発生の危険性⁷²を説明します（説明事例 43 参照）。

事業の効果は、当該道路事業の施行によりどの程度交通の安全性が高まるかであり、当該道路事業施行後における道路構造令に定める基準の充足状況や、安全性の向上等について説明します。

Q. V-23 (共通) 規模の小さい事業でも事業認定を受けられますか？
A. V-23 事業規模の大小にかかわらず事業認定は受けられます。なお、交差点改良事業に限らず、以下に挙げられている歩道を整備する道路事業、線形改良を目的とする道路事業等の事業においても同様です。

Q. V-24 (道路) 計画交通量はいつ時点のものを用いるのですか？
A. V-24 道路が半永久的な施設であることにかんがみ、予測できる最も将来の数値（令和 5 年度時点では令和 22 年の数値）を用いることが通常です（説明事例 44 参照）。

⁶⁸ 起業者が国である場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき行われるが、地方公共団体が独自の取組として行っている場合の事業評価も含まれる。また、新規事業採択時評価のほか、再評価も含む。

⁶⁹ 渋滞長とは、1 回の信号待ちで通過できずに残っている車列の長さのことをいう。

⁷⁰ 通過時間とは、渋滞時の交差点通過時間のことをいう。

⁷¹ 使用するデータの出典は特段決まっていないが、警察による公表データの他、一般財団法人交通事故総合分析センター（イタルダ）によるデータの活用が可能。

⁷² 「③歩道を整備する事業」も参照。

<p>Q. V-25（道路）最大渋滞長・最大通過時間はどのように調査すればよいですか？</p> <p>A. V-25 渋滞長は、車両が自由走行を阻害されて、発進停止を繰り返し低速走行している状態の車列長を10分毎に50m単位で観測し、通過時間については、最も渋滞の激しいと思われる1流入部について、渋滞区間を通過する時間を10分毎に調査することとなっています。</p> <p>（出典：『交通渋滞実態調査マニュアル（案）』平成2年2月建設省土木研究所）</p>

<p>Q. V-26（道路）交差点改良時点における現道のあい路として、渋滞長・通過時間を説明する場合にはどれくらい混雑が発生していることが必要ですか？</p> <p>A. V-26 現に相当程度の混雑が発生しており、交通の円滑化を図る必要がある状況にあることを地域の実情に応じて説明できることが必要です。</p> <p>なお、過去の認定事例では、現況の交差点解析をしたうえで、最大渋滞長が150m～1820m、最大通過時間が2分～18分となっています。（※これらの数値は、指標ではないため、事業ごとに判断します）また、起業者において一定の渋滞長・通過時間以上の場合に重点的に対策を講じることとしている場合には、それらを参考とすることができます。</p>
--

<p>Q. V-27（道路）全国道路・街路交通情勢調査における一般交通量調査の調査地点となっていないなどの理由から、独自で混雑度を調査する場合、調査日はいつでもよいですか？</p> <p>A. V-27 全国道路・街路交通情勢調査における一般交通量調査は、9月～11月の平日中に、月、金、土、日、祝祭日及びその前後の日、通常と異なる交通状態が予想される日を避けるように調査が行われています。独自で混雑度を調査する場合、9月～11月に調査月を限定する必要はありませんが、全国道路・街路交通情勢調査における一般交通量調査と同様に、通常と異なる交通状態が予想される日を避けて調査をすべきと考えられます（説明事例45参照）。</p>
--

②混雑緩和を目的とする道路事業⁷³

現道の混雑状況を全国道路・街路交通情勢調査等に基づく混雑度、独自に調査した最大渋滞長・最大通過時間又は地域の協議会等により特定されている主要渋滞箇所及び特定された理由などにより説明します。

また、事業の効果として現道の混雑状況がどの程度緩和されるか又は所要時間がどの程度短縮されるかを説明します。その際、バイパス道路新設の場合には現道及びバイパス道路の計画交通量を（説明事例 46 参照）、現道を拡幅する場合には現道拡幅後の混雑度等を示しながら説明します。

③歩道を整備する事業⁷⁴

自動車、自転車及び歩行者の交通量、道路構造令の基準を充足していない状況（歩道未設置、路肩狭小等）等を説明するとともに（説明事例 47 参照）、現道における交通事故の発生状況⁷¹（内訳として歩行者や自転車に関係した事故件数等を含む。）等を用いて交

⁷³ Q. V-16～20 も参照。

⁷⁴ 自転車道、自転車通行帯及び自転車歩行者道を含む。Q. V-16 も参照。

通事故発生の危険性を説明します（説明事例 48 参照）。交通事故が発生していない場合は通学路の指定状況や現通学路の問題点などにより説明します（説明事例 49 参照）。また、歩道が未設置であるために通学路の指定がされておらず、やむを得ず別の道路が通学路として指定されている場合には、現通学路の問題点（学校までの迂回距離など）、歩道未設置区間における一般歩行者の路肩通行実態などにより説明します。

事業の効果は、当該道路事業の施行によりどの程度交通の安全性が高まるかであり、当該道路事業施行後における道路構造令に定める基準の充足状況や、安全性の向上等について説明します。

Q. V-28（道路）道路構造令では、歩道等の設置について各側（両側）に設けると規定されていますが、片側歩道の設置は認められないのですか？
--

A. V-28 道路構造令の歩道等の規定では、「地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」とされているため、全体計画区間又はその一部区間において片側歩道等とする計画の場合は、やむを得ない理由を説明することが可能であれば設置が認められることとなります（説明事例 50 参照）。
--

④災害危険箇所の回避を目的とする道路事業

現道の過去の被災履歴又は被災履歴がない場合は道路防災総点検⁷⁵による要対策箇所となっていることなどにより危険である状況を説明します。また、必要に応じて幅員狭小、線形不良等の問題点も説明します（説明事例 51, 52 参照）。

事業の効果は、当該道路事業の施行によりどの程度交通の安全性が高まるかであり、当該道路事業施行後における災害危険箇所の回避の状況を説明します（説明事例 53 参照）。

⑤線形改良を目的とする道路事業⁷⁶

道路構造令の基準を充足しない（曲線半径、縦断勾配等）箇所数等を説明するとともに、交通事故の発生状況（道路構造令の基準を充足しない箇所における事故発生件数や事故類型等）⁷¹や防災上の問題点（異常気象時の通行禁止等）等を説明します（説明事例 54, 55 参照）。

また、事業の効果として事業施行後における道路構造令に定める基準の充足状況を説明しつつ、交通の円滑性や安全性の向上、移動時間の短縮効果等について説明します。

Q. V-29（道路）局所的な線形改良事業や道路拡幅事業を行う場合の公益性の説明はどのように行えばよいですか？
--

A. V-29 未整備区間の前後の供用済み区間を全体計画区間に含めるか含めないかを判断したうえで、全体計画区間の整備によって発揮できる公益性を説明することになります（説明事例 1, 56 参照）。

⁷⁵ 道路防災総点検とは、過去の度重なる自然災害を受け、平成 8 年度にすべての道路を対象とした総点検が実施され、災害要因箇所の抽出と対策優先度の評価を行い「防災カルテ」を作成されている。また、平成 18 年度には点検要領の改正に伴い、再度総点検が実施されている。なお、平成 18 年度以降においても定期的に防災カルテ点検及び日常の道路管理を通じて、フォローアップされている。

⁷⁶ Q. V-16 も参照。

⑥スマートインターチェンジを整備する事業⁷⁷

既存のインターチェンジ、既存のインターチェンジへの接続道路又は高速道路と並行する一般道のいずれかについて、例えば①と同様の形で混雑状況を説明するなど、現在生じている不利益や損失を説明します（説明事例 57 参照）。

事業の効果としては、例えば①と同様に現道の混雑状況がどの程度緩和するかなど現在生じている不利益や損失の解消について説明します。

⑦高速道路ネットワークを整備する事業

申請事業が高速自動車国道等⁷⁸の場合、事業計画の合理性を説明する前提として、当該路線全体の整備状況・将来計画について説明する必要があります。また、申請に係る事業区間に設けられるインターチェンジに接続する一般国道等の道路の整備状況についても説明します。さらに、例えば①のように混雑状況を説明するなど、現在生じている不利益や損失を説明します。

加えて事業の広域的な効果として、「広域的な高速道路ネットワーク整備による長距離区間の走行時間の短縮」、「各地点間における定時性の確保」、「交通の分散導入による大都市圏域全体の交通円滑化」、「長距離交通と地域内交通の分離による現道の交通混雑の緩和、交通安全の確保」などを説明するとともに、例えば①のように現在生じている不利益や損失の緩和についても説明します。

Q. V-30（道路）高規格道路等の整備とあわせて一般国道等にアクセスするための「アクセス道路」については、高規格道路等の公益性を発揮するために必須の事業となるため、アクセス道路に残件がある場合、高規格道路等と同時に事業認定申請を行うこととされていますが、アクセス道路単体での公益性の説明が難しい場合に、どのような説明方法が考えられますか？

A. V-30 高速自動車国道等とアクセス道路はその機能として相互補完関係にあることから、アクセス道路の公益性として、高速自動車国道等と接続することを述べることになると考えられます。その際には、他方の事業（この場合は高速自動車国道等）の進捗状況等や自らの事業（アクセス道路）との相互補完関係等を事業認定申請書に記載することになります。

⑧治水を目的とする河川事業

治水計画は、近年の自然災害（水害被害）の頻発を契機に、従前の過去の降雨実績に基づく計画（治水計画）から今後は気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画（流域治水）へ見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めていくこととされたところです。

⁷⁷ Q. V-16～20 も参照。

⁷⁸ 高速自動車国道や自動車専用道路（一般国道等の自動車専用道路を含む。）をいう。

過去に被災履歴があること又は被災履歴がない場合は水防法第 14 条の規定に基づき洪水浸水想定区域に指定されていること及び指定に際して設定された被害想定を説明します。

事業の効果として、洪水防御計画⁷⁹における目標流量⁸⁰を下回り、洪水防御計画が前提とする大規模降雨が発生した際にも、洪水防御計画における目標流量を下回るとともに、洪水が安全に流下可能となり、被害を未然に防止できることを説明します（説明事例 58, 59, 60 参照）。なお、参考資料として計画規模及び比流量⁸¹について他の河川と比較した資料も用意します。

Q. V-31（河川）激甚な水害の再発防止のために洪水防御計画に位置づけられた事業のうち、暫定形状での事業を行う場合には洪水防御計画を変更しないと事業認定は受けられないのですか？

A. V-31 河川激甚災害対策特別緊急事業等 ⁸² により洪水防御計画の目標規模を超過しない範囲での整備を行うこととなった場合は、緊急的対応として優先的に実施すべき事情があったものとして事業認定を受けることが可能ですので、その旨を説明してください。
--

Q. V-32（河川）河川整備基本方針は策定済みであるが河川整備計画については未だ策定されていない場合（策定中の場合）には、事業認定は受けられないのですか？
--

A. V-32 河川整備基本方針において定めている計画高水流量を流下させるために必要な整備の内容であり、その計画の妥当性を説明することにより、事業認定を受けることができます。

⑨利水を目的とする河川事業

現在の水需要量又は将来の水需要予測量⁸³が、現在の水供給能力を上回っていることを説明します。

事業の効果として、現在の水需要量又は将来の水需要予測量に対応した水供給能力が具備されることを説明します。

⑩海岸事業

過去に被災履歴があること又は被災履歴がない場合は水防法第 14 条の 3 の規定に基づき高潮浸水想定区域に指定されていること及び指定に際して設定された被害想定を説明します。被災履歴がない場合は津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づ

⁷⁹ 河川整備基本方針及び河川整備計画又は工事实施基本計画のことを指す。原則として「国土交通省河川砂防技術基準」に整合しているものであることが必要（整合していない場合はその合理的な理由を説明することが必要。）。

⁸⁰ 洪水防御計画が前提とする大規模降雨が発生した際、治水事業を施行した後に、基準地点において安全に流下させるべき流量。その算出根拠を参考資料として添付する。

⁸¹ 流域の単位面積あたりの流量のことであり、流出量を流域面積で除して算出する。

⁸² 河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業、床上浸水対策特別緊急事業、河川等災害関連事業等の再度災害防止のために緊急的に行う事業。

⁸³ 原則として、水需要予測の一般的手法である『水道施設設計指針』（社団法人日本水道協会）、『工業用水道施設設計指針』（社団法人日本工業用水協会）等に即して算出されているものであることが必要。

き設定された津波浸水想定によっても説明できます。

事業の効果として、高潮、波浪、津波又は海岸侵食に対して、海岸保全施設の設置により、被害を未然に防止又は軽減できることを説明します（説明事例 61 参照）。

⑪砂防事業

過去に被災履歴があること又は被災履歴がない場合は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条の規定に基づき土砂災害警戒区域に指定されていること及び指定に際して設定された被害想定を説明します。

事業の効果として、豪雨時における土石流災害を抑制し、被害を未然に防止又は軽減できることを説明します（説明事例 62 参照）。

Q. V-33（砂防）砂防事業を行う場合、何に基づいて公益性を説明すればよいですか？
A. V-33 被災履歴、土砂災害警戒区域等への指定状況や被害想定（人家や公共施設）等を説明します。

Q. V-34（砂防）砂防設備の位置選定の比較方法が分かりません。
A. V-34 支持地盤等の地質条件、流路幅の広狭等の地形条件、施工の難易度、自然環境への影響、土地利用の現況、経済性等を踏まえ、例えば砂防堰堤であれば対象溪流の上下流域に整備する複数案を比較することが考えられます（事例 17, 18, 21 参照）。

Q. V-35（砂防）砂防事業を行う場合の全体計画の範囲や起業地縮小の方法が分かりません。
A. V-35 一般的には砂防指定地内に設置される砂防施設を全体計画の範囲として公益性を説明します。なお、既に取得済みの用地がある場合には、流路工、工事用道路等を除外し、砂防堰堤、堆砂地等の範囲まで起業地を縮小することも可能です。

⑫基幹的農道を整備する事業

道路構造令の基準を充足しない（幅員狭小、曲線半径等）箇所数等を説明するとともに、幅員狭小ですれ違いが困難なため農作物の輸送に時間を要すること、路面の損傷が激しく出荷時において荷痛みが発生していること等を説明します。

また、事業の効果として事業施行後における道路構造令に定める基準の充足状況を説明しつつ、走行時間の短縮等に伴う荷痛み防止の効果、安全性の向上等について説明します（説明事例 63 参照）。※基幹的農道の構造規格は農林水産省の基準により道路構造令に準拠することとされている。

⑬臨港道路を整備する港湾事業

港湾関係の交通や地域住民の地域内交通等による現道の混雑状況を独自に調査した混雑度又は独自に調査した最大渋滞長・最大通過時間により説明します。

また、事業の効果として現道の混雑状況がどの程度緩和されるかを説明します。

その際、バイパス道路新設の場合には現道及びバイパス道路の計画交通量を、現道を拡

幅する場合には現道拡幅後の計画交通量を示しながら説明します（説明事例 64 参照）。

⑭都市高速鉄道の仮線を設置する附帯事業

都市高速鉄道の本体は都市計画事業として事業認可を受け、仮線のみを工事期間中の一時使用地として事業認定を受ける事業となります。このような事業の場合には、本体事業の必要性（例：本路線と交差する道路が踏切で平面交差しているため、慢性的な交通渋滞が発生しており、本体事業の高架化が完成することによって、交通渋滞の緩和が図られるとともに、沿線地域の一体的なまちづくりの推進に寄与する）を説明したうえで、事業施行の工法として仮線工法が妥当であることを説明します（説明事例 65 参照）。

(3) 申請事業の施行により失われる利益

事業計画等により失われる利益がない又は軽微であることを説明します。失われる利益の代表的なものは生活環境への影響、保全すべき動植物への影響、史跡・文化財への影響です⁸⁴⁸⁵。

①生活環境への影響

環境影響評価法等の対象事業である場合には、環境影響評価⁸⁶の結果を活用して、大気、振動、騒音等の生活環境への影響を説明します。環境影響評価法等の対象事業でない場合には、必ずしも全ての項目について調査を行う必要はなく、起業地周辺の状況に照らし、工事や施設の供用により影響が見込まれる項目についてのみ、調査を行ってください。

なお、環境影響評価等実施済の事業においても評価後に計画交通量やレッドリスト等の基準の改定があった場合には、申請時点の最新の基準に基づくフォローアップが必要となりますこれは「②保全すべき動植物への影響」においても同様の対応が必要です。

Q. V-36（共通）影響がない又は軽微として説明できるのは、騒音が環境基準等⁸⁷を満足する場合など特段の措置を講ずる必要がない場合のみですか？

A. V-36 騒音が環境基準を超過すると予測される場合にあっても、遮音壁の設置、仮囲いの設置等の影響の軽減措置を起業者が講ずることにより、影響がない又は軽微と評価される場合も含まれます。

⁸⁴ その他地域社会への影響（景観、人と自然の触れ合いの活動の場）等も考慮すべき場合がある。なお、土地所有者等の有する現在の土地利用による効用は正当に補償されることにより補填されるため、失われる利益には含まれない。

⁸⁵ 法第 20 条第 3 号の要件として、得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量が必要となる。得られる公共の利益が全体計画区間で説明を行うことから失われる利益についても全体計画区間で検討を行う必要がある。（起業地縮小をする場合においても、全体計画区間で検討を行う必要がある。）

⁸⁶ 技術指針等に位置づけられた一般的な手法に基づいていること、入手可能な最新の知見に基づいていることが必要。環境影響評価を実施した根拠規定、当該環境影響評価で採用されている調査、予測、評価の具体的手法の根拠規定を明らかとする。

⁸⁷ 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）、学校衛生基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 60 号）等がある。

Q. V-37 (共通) 大気質、騒音等について既に環境基準等を超えている場合、事業の施行に当たって対策を講じても環境基準等を満足しないような場合にはどのような説明を行えばよいですか？
A. V-37 そのような場合には、既に環境基準を超えていることを具体的な数値を示しながら説明しつつ、起業者としては必要な対策は取ること、事業による影響は軽微であること等について説明することになります。

Q. V-38 (共通) 環境影響評価法等の対象事業でない場合には、どのような工夫が考えられますか？
A. V-38 必ずしも環境影響評価の全ての項目について調査を行う必要があるわけではなく、地域の特性等を踏まえ必要な項目について評価すれば足ります(説明事例 66, 67, 68 参照)。また、近傍類似事業において環境影響評価が実施されている場合にはその結果を援用することなどにより改めて調査を行わないことも可能です。例えば以下のような対応が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路事業における大気質及び騒音について、交通量、構造ともに近似している箇所の自動車排出ガス測定局データを活用すること(説明事例 69 参照)。 ・ 自動車の走行に係る大気質・騒音・振動について、近傍類似事業における予測データを活用すること(説明事例 70 参照)。 ・ 過去に行った調査結果が現時点の基準等に照らしても問題ないことを疎明することにより、現在の基準等に基づいた再調査は不要とすること。

②保全すべき動植物への影響

環境影響評価法等の対象事業である場合には、環境影響評価⁸⁶の結果を活用して、環境省レッドリスト等に記載されている保全すべき動植物⁸⁸への影響を説明します⁸⁹。生活環境への影響と同様、対象事業でない場合には、必ずしも全ての項目について調査を行う必要はなく、起業地周辺の状況に照らし、工事や施設の供用により影響が見込まれる項目についてのみ、調査を行ってください。

Q. V-39 (共通) 影響がない又は軽微として説明できるのは、周辺に同様の生息環境が広く残される場合など特段の措置を講ずる必要がない場合のみですか？
A. V-39 起業地外への希少植物への群落の移植、水路の設置による魚類の移動経路の確保等の影響の軽減措置を起業者が講ずることにより、影響がない又は軽微と評価される場合も含まれます。

⁸⁸ 文化財保護法による天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種、環境省レッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種及び都道府県が作成したレッドリストによる絶滅危惧種を確認する。

⁸⁹ 既に保全措置を終えている場合、写真等を添付し、具体的な移設・移植時期、方法、経過・状態を説明することが望ましい。

Q. V-40（共通）環境影響評価法等の対象事業でない場合には、どのような工夫が考えられますか？

A. V-40 生活環境への影響と同様、必ずしも環境影響評価の全ての項目について調査を行う必要があるわけではなく、地域の特性等を踏まえ必要な項目について評価すれば足ります。また、過去に大規模事業を行った箇所付近で交差点改良等の小規模事業を行う際には、大規模事業において環境影響評価が実施されている場合にはその結果を援用することなどにより改めて調査を行わないことも可能です。

例えば以下のような対応が考えられます。

- ・動植物の現況について「河川水辺の国勢調査」を活用すること（ただし、調査範囲が全体計画区間を網羅しているかは精査が必要。）（説明事例 71 参照）。
- ・都市部で行う事業などで、周辺に重要な動植物が存在しない可能性が高い場合には、文献調査及び専門家からの意見により、現地調査を省略すること（説明事例 72 参照）。
- ・過去に行った調査結果が現時点の基準等に照らしても問題ないことを疎明することにより、現在の基準等に基づいた再調査は不要とすること。

なお、起業者から県環境部局長に対し、事業実施により希少動植物に及ぼす影響について文書照会し、影響は軽微である旨の回答文書を得たことをもって動植物への影響を軽微であると認定した事例があります。

③文化財への影響

文化財保護法に基づき届出が必要な土地は、IV 3（6）の法令制限地に該当する⁹⁰ため、事業認定申請書に教育委員会の意見書を添付することが必要であり、それを基に文化財への影響がない又は軽微であることを説明します。

具体的には、史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等の存在が認められていないこと又は教育委員会等が史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等を起業地に含めることに異存がない旨を回答していること若しくは記録による保存を起業者に対して指示していることなどを説明します。そのため、参考資料には、①（起業者がしていれば）埋蔵文化財包蔵地照会にかかる教育委員会等からの回答、②試掘調査結果等、③発掘調査実績報告書を最低限添付することが必要となります。

（4）代替案との比較

都市計画決定が行われていない事業において、大規模な公共事業等であって具体的な代替案が判明している場合や容易に想定される場合には、代替案との比較も説明することが必要となります。代替案との比較を行う場合の具体的な観点としては社会的観点（潰地面積、支障物件、地域の土地利用・周辺環境に与える影響、保全すべき環境等への影響）、技術的観点（目的達成のために効率的かつ良好な計画であること、施工の技術的困難性）、経済的観点（施行に要する費用）があり、これらにつき総合的に勘案した結果、申請案が優位であることを説明します⁹¹。なお、周囲の地形や土地利用の状況等から具体的な代替案が想定できない場合には、代替案との比較を行う必要はありません。（説明事例 73, 74, 75, 76, 77 参照）

⁹⁰ 埋蔵文化財包蔵地の可能性地や隣接地に関しては、原則、法令制限地には含めないものとする。

⁹¹ 起業地縮小を行う場合も、全体計画区間に対応する代替案を設定し検討することが必要。

Q. V-41（共通）代替案は観念的には無限に存在し、どこまで検討する必要がありますか？
A. V-41 比較検討すべき代替案の範囲は事業計画に照らしその存在が顕著なものに限定され、例えば市道事業を行おうとする場合に他の交通手段や国道事業を代替案とするなど、観念的に存在するのみで現実の施行が困難な代替案や、他の起業者でないと施行できない代替案は、比較検討の対象外とします。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律等に基づき事業評価を行った事業については、その結果を活用することができます。
Q. V-42（共通）都市計画決定時に代替案の検討がされているものも、再度事業認定のために検討する必要があるのですか？
A. V-42 都市計画決定がされている申請事業については、都市計画手続を経て都市施設等の配置を定めることとなっているため、原則代替案との比較を行う必要はありません ⁹² 。ただし、代替案比較まで要さない都市計画決定されている事業についても、コントロールポイント ⁹³ 等を明らかにし、ルート選定の合理性等は説明します（説明事例 78 参照）。なお、代替案との比較が省略された場合でも、起終点の説明は必要となります。
Q. V-43（共通）事業計画と都市計画との間に不整合箇所がある場合、直ちに都市計画の変更を行わなくても事業認定は受けられるのですか？
A. V-43 不整合箇所がある場合には、都市計画部局からヒアリングを行い、直ちに都市計画の変更は要しないことが確認できれば、事業認定を受けることは可能です（ヒアリング結果を参考資料に添付）。ただし、不整合の理由は説明します（説明事例 79 参照）。

4. 法第 20 条第 4 号要件の適合性の説明

（1）申請事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要性があること。

申請事業の供用を早期に図る公益上の必要性があり、申請事業の工事工程等から見て、事業認定時において収用をする必要性があることを示す必要があります。

具体的には、交通混雑が慢性化していること、水害の危険性が高いことといった現在の問題点を放置しておけない状況を示すほか、関係地方公共団体等からの早期事業実施に係る要望等も必要性を示す一助となります。

（2）収用しようとする土地等が申請事業の公益性の発揮のため必要な範囲に存すること。

法第 20 条第 3 号の要件において公益性が認められた事業計画に照らし収用しようとする土地等の範囲が公益上の必要な範囲に存することを示す必要があります。

⁹² 都市計画決定時から長期間経過し事情が変化している場合や利害関係人の意見書や公聴会の意見等により事業の施行位置等に合理的な疑問が呈されている場合を除く。また、都市計画と事業計画が完全に一致していない場合、不一致箇所を図面にて表示し、その理由を説明し、基本的内容が整合していることを説明することが必要。

⁹³ 周辺の地形や地質、土地利用の現状及び土地利用規制、既存の公共施設及び公共施設の設置計画、遺跡等文化財、景観資源の状況からみて、ルート選定の際に考慮すべき事項のことをいう。

(3) 収用・使用の別の合理性

「使用」とは、「収用」のように所有権すべてを起業者に移転するのではなく、時間的又は空間的にその一部の私権の行使を制限することを目的とするものであり、「使用」で足りる土地についてより権利制限の程度の強い「収用」を用いることは、相当とは認められないため、申請事業の公益性の発揮のために「収用」と「使用」を合理的に使い分けていることを説明する必要があります。

Q. V-44 (道路) 一時使用地が必要な場合は、どのような説明が必要ですか？
--

A. V-44 必要となる使用地の幅や工事内容等を基準や図面等の根拠資料を用いて、説明を行います (説明事例 80, 81 参照)。
--

Q. V-45 (道路) トンネル坑口部の収用と使用の判断については、どのような説明が必要ですか？

A. V-45 周辺の状況やトンネル構造、基準等を根拠にして、収用が必要な範囲と使用で足りる範囲の説明を行います (説明事例 82 参照)。
--

VI. 事業認定の効力の期限

事業認定告示の日から1年以内に裁決申請しない場合又は事業認定告示の日から4年以内に明渡裁決の申立てをしない場合には、期間満了の日の翌日から事業認定の効力が失われます。事業認定を申請するに当たっては、事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要性が求められることや、長期間にわたって土地所有者等を不安定な状況におくことは避けるべきであるという観点からは、可能な限り早期に裁決手続に進むことが望ましいものの、用地取得を段階的に行おうとしている場合などにおいて、事業に必要な土地すべてについてほぼ同時期に一斉に補償金を支払うこととなると予算上の手当に支障が生じることなどが想定されることから、法には事業認定の効力が発生する時期を最大3年間保留することができる制度（手続保留制度）が規定されています⁹⁴（法第31条）。

手続保留を行おうとする場合、事業認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範囲を記載した手続の保留の申立書を事業認定庁に提出する⁹⁵必要があります（法第32条第1項）。

なお、保留していた事業認定の効力を発生させるときは、都道府県知事に対しその旨を申し立てる必要があります⁹⁶（法第34条）。

Q. VI-1 手続保留制度は工区割り等をして用地取得を段階的に行う場合しか活用できませんか？

A. VI-1 手続保留制度はそのような場合のみならず、起業地が多数共有地であり土地所有者等やその所在の把握に期間を要する場合などにも活用することができます ⁹⁷ 。
--

Q. VI-2 手続開始の申立ては、手続保留された土地の全部を一度に行う必要があるのですか？
--

A. VI-2 部分的に順次行っていくことも可能です。

Q. VI-3 事業の認定は告示日から効力を生じますが、事業の認定の効力にはどのようなものがありますか？
--

A. VI-3 事業認定の効力には、次のようなものがある。 ①関係人の範囲の制限（法第8条第3項）②あっせんの打切り（法第15条の4条）③起業地表示図の長期縦覧（法第26条の2）④補償等の周知措置（法第28条の2）⑤土地の保全義務（法第28条の3）⑥土地物件調査権の発生（法第35条）⑦土地調査及び物件調書の作成（法第36条）⑧裁決申請権（法第39条第1項）⑨裁決申請請求権（法第39条第2項）⑩補償金の支払請求（法第46条の2）⑪土地等の価格固定（法第71条、第72条）⑫損失補償の制限（法第89条）⑬協議の確認申請（法第116条）⑭その他事業の廃止、変更の届出（法第30条）、土地等の取得完了の届出（法第30条の2）、買受権発生の起算点（法第106条）等
--

⁹⁴ 手続保留後に手続開始した場合においても、（当初の）事業認定告示があった日から4年以内に明渡裁決の申立てをしない場合には、当該事業認定は失効することとなる（法第29条）。

⁹⁵ 書式については様式6を参照。なお、申立書は1部準備すればよく事業認定申請書の正本に添付する。

⁹⁶ 書式については様式7を参照。なお、手続保留を行った場合においては、3年以内に手続開始の申立てをしないときには、当該事業認定は失効する（法第34条の6）。

⁹⁷ 参考資料として、手続保留を申し立てる理由を示すことが望ましい。

Ⅶ. 事業認定後の手続について

事業認定の告示の後、起業者が起業地を収用するためには、各都道府県に設置されている収用委員会に対し裁決申請及び明渡裁決の申立てを行う必要があります。また、起業者は、事業の認定の告示があったときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他国土交通省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じる必要があります。（法第 28 条の 2）

なお、事業の認定の告示があった後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなったときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じる必要があります。（法第 30 条）

また、事業認定後であっても、起業者が任意で土地所有者等と用地取得契約交渉を行うことは妨げられませんが、事業の認定後に土地の取得が完了した場合は、任意の取得であっても、そのことを都道府県知事に届け出る必要があります（法第 30 条の 2）。

Q. VII-1 事業の認定の告示があった際に、補償等についてはどのように周知措置を講ずるのですか？

A. VII-1 起業地又はその周辺の適当な場所への書面掲示に加え、掲示内容について起業者のウェブサイト又は関係する地方公共団体のウェブサイトにも掲載し公衆の閲覧に供することが必要です。⁹⁸

起業者がウェブサイトを有していない場合など起業者のウェブサイトへの掲載が困難な場合等にあつては、関係する地方公共団体のウェブサイトに掲載することが求められるため、起業者による情報の更新等が迅速に反映されるよう、起業者と関係する地方公共団体との連絡体制を適切に構築しておくことが望ましいです。

Q. VII-2 事業の廃止又は変更についての周辺への周知措置はどのようにするのですか？

A. VII-2 事業の廃止又は変更について、当該土地又はその周辺の適当な場所に掲示する際には、書面掲示に加えて、起業者のウェブサイト又は関係する地方公共団体のウェブサイトにも掲載すること、又は当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告することにより公衆の閲覧に供することが必要です。

また、令和 6 年の規則改正にあわせて、規則第 13 条の 3 の規定について、当該土地所有者及び関係人は、事業の廃止について最も影響を受ける当事者であるため、当該土地所有者及び関係人への通知が義務規定となり、その他の方法については、従前のおり選択的規定となりました。⁹⁹

⁹⁸ 令和 6 年に規則が改正された。改正によって書面掲示に加えて、ウェブサイトへの掲載が義務化された。（参照：規則第 13 条）

⁹⁹ 令和 6 年に規則が改正された。

当該土地所有者及び関係人への通知に加えて、当該土地等若しくはその周辺の適当な場所への掲示及びウェブサイトへの掲載又は当該土地が所在する地方の新聞紙での公告が必要となった。（参照：規則第 13 条の 3）

以下、事業認定後の手続について簡単に記載します¹⁰⁰。

1. 土地調書及び物件調書の作成

収用委員会に裁決申請等を行うに当たって、起業者は土地調書及び物件調書を作成し、収用の対象となる土地・物件の内容、権利関係等について明らかにしておく必要があります。

2. 裁決手続

収用裁決を求めするため、起業者は裁決申請書及び明渡裁決の申立書を収用委員会に提出します。これらの書類を提出する際にはあわせて土地調書及び物件調書を添付します。裁決申請書等を公告・縦覧した後、収用委員会は裁決手続開始の決定を行い、審理を開始します。審理において、起業者・土地所有者等は、以下を行うこと等が可能です（法第63条）。

- ・意見書を提出すること
- ・口頭で意見を述べること
- ・資料を提出すること
- ・鑑定人に鑑定を命ずることを申し立てること
- ・現地調査を申し立てること

収用委員会は、審理の後、却下裁決をする場合を除き、収用裁決をします。収用裁決は権利取得裁決と明渡裁決とに分かれており、前者は起業者が土地の所有権等を取得するために必要な事項について、後者は土地等を引き渡すために必要な事項について裁決します。

3. 補償金の払渡し・供託

起業者は、権利取得裁決で裁決された権利取得の時期に土地の所有権等を取得し、土地所有者等は、明渡裁決で裁決された明渡しの期限までに土地等を引き渡すこととなります。起業者はその時期及び期限までに、裁決された損失の補償を土地所有者等に対して払い渡さなければなりません。ただし、起業者が補償金を受けるべき者を確知することができないときや、補償金を受けるべき者が受領を拒んだときは、起業者は補償金を供託することができます。

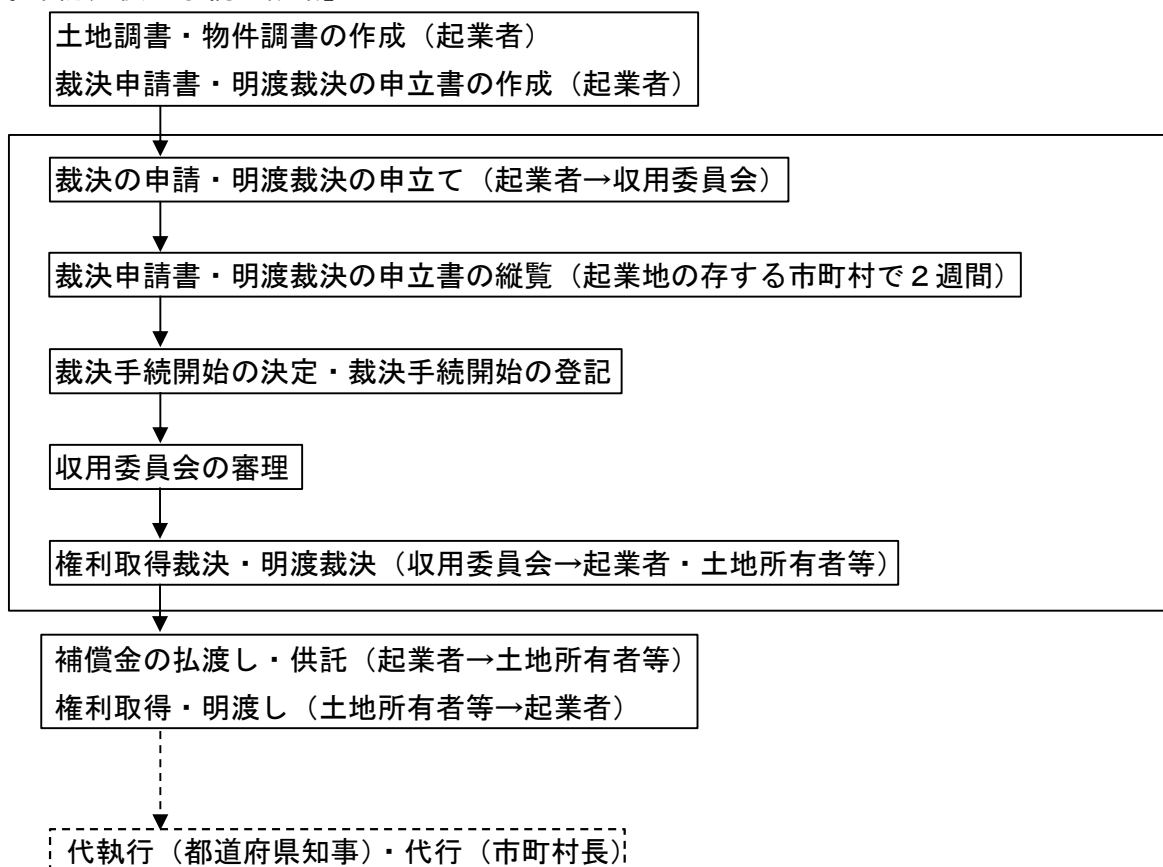
¹⁰⁰ なお、一定の条件を満たす所有者不明土地（反対する地権者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく現に利用されていない所有者不明土地）については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により、収用委員会の審理・裁決に代えて都道府県知事が裁定を行う特例制度が創設された。詳しくは「所有者不明土地問題に関する最近の取組について」

（URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html）を参照されたい。

4. 代執行・代行

起業者は、明渡しの期限を過ぎても土地等の引き渡しが無い場合であって、土地等を引き渡すべき者が義務を履行しないときについては、都道府県知事に代執行を請求することができます。また、土地等を引き渡すべき者が義務を履行することができないとき、又は土地等を引き渡すべき者を確知できないときは、市町村長に代行を請求することができます。

【事業認定後の手続の概略】



Ⅷ. 非常災害の際の土地の使用について

土地の収用にはⅡ～Ⅶで述べたような手続が必要ですが、特例として、非常災害¹⁰¹に際し公共の安全を保持するために収用適格事業を特に緊急に施行する必要がある場合には、市町村長による許可又は市町村長への通知によって、他人の土地を使用することができます（法第 122 条）。本制度を用いる場合、起業者が市町村長の許可を受け、又は市町村長に通知した後¹⁰²、直ちに、他人の土地を使用することができます。使用可能な期間は、許可又は通知した日から 6 ヶ月以内の必要な範囲内に限られます。

本制度は、一般的には 6 ヶ月以内で完了する工事についての活用が想定されますが、恒久的施設の設置等 6 ヶ月以上土地を利用する必要がある場合であっても、事業が破壊の防止又は復旧のために緊急に施行を要するものであれば、まずは本制度を活用して工事に着手することができます。ただし、6 ヶ月の使用期間中に、任意契約による土地の所有権の取得、法に基づく収用等により、事業に必要な権原を取得することが必要です。

なお、やむを得ず 6 ヶ月を超えて使用せざるを得なくなった場合には、期間の更新が否定されるものではありません。ただし、期間の更新がやむを得ないことを疎明するためには、単に土地を継続して使用することが必要であることだけでなく、必要な権原の取得に着手し、その見通しが立っていることが必要であると考えられます。

【事例 1】国が起業者となって本制度を活用した例

使用期間	6 ヶ月
事業概要	津波により一般国道の橋梁が流失したことから、当該国道と並行する幅員の狭い町道及び県道の一部を拡幅及び線形を改良し暫定迂回路を整備（拡幅敷等を緊急使用。）。
本制度の活用理由	土地所有者の多くが被災者であり、居所等の特定ができず、任意契約に時間を要するおそれがあったこと。 直接的な管理物の被災に対する修繕等ではなく仮設道路等設置のための使用であったこと。
長期使用に向けた対応	土地所有者と土地の賃貸契約を締結。

¹⁰¹ 台風の来襲、豪雨、大地震などの天災又は人災をいい、法令等に基づき指定される災害である必要はない。

¹⁰² 起業者が国又は都道府県であるときは市町村長に通知することをもって足り、許可を受けることを要しない。なお、「許可を受け又は通知した後」とは、具体的には、市町村長による許可の意思表示が起業者に到達した時又は起業者の通知が市町村長に到達した時を示すものと解され、市町村長が所在を確認することができない土地所有者等に対し、公示による通知を行った場合であっても変わるところはない。

【事例2】民間が起業者となって本制度を活用した例

使用期間	160日
事業概要	送電線をつなぐ鉄塔敷地周辺において地震による大規模な地すべり等が発生し、余震や大雨等による鉄塔倒壊・電力供給停止のリスクが高まったことから、送電線路の仮復旧工事を実施（鉄柱用地と送電線路用地を緊急使用。）。
本制度の活用理由	一刻の猶予もない中で一部土地所有者との交渉が成立しなかったこと。
長期使用に向けた対応	土地所有者と土地の賃貸契約を締結。

【用語集】

関連事業・・・収用適格事業である本体事業の施行により必要が生じた事業（法第16条）。詳しくはV1（2）参照。

起業者・・・収用適格事業を行う者（法第8条）。

起業地・・・事業を施行する土地。既に起業者が取得した土地であっても、それらの土地が収用又は使用しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。

事業認定庁・・・事業認定の処分をおこなう行政庁。国土交通大臣又は都道府県知事（法第17条）。

収用適格事業・・・法に基づいて土地を収用することができる公共の利益となる事業（法第3条）（※1）。

全体計画区間・・・公益性や土地利用の合理性等の判断対象となる1つのまとまりのある区間。

手続保留・・・事業認定の効力の発生を事業認定の告示がなされたときから最大3年間保留できる制度（法第31条～第34条の6）。詳しくはVI参照。

附帯事業・・・法第3条第1号から第34号の3までに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋等を設置する事業（法第3条第35号）。

法4条地・・・法又は他の法律により土地の収用等が可能な事業の用に供している土地（法第4条）（※2）。詳しくはIV3（5）参照。

法令制限地・・・利用について法令の規定による制限のある土地（※3）。詳しくはIV3（6）参照。

（※1）収用適格事業一覧

号	収用適格事業の内容 ¹⁰³	法における主体の限定 ¹⁰⁴	備考 (該当する施設的具体例等)
1	道路法による道路		・道路に接して道路管理者が設ける自動車駐車場又は自転車駐車場を含む（道路法第2条第2項第6号）。 ・駅前広場の道路部分等
	道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）		
	駐車場法による路外駐車場		
2	河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川		

¹⁰³ 条文とは一部異なる表現をしている場合がある。

¹⁰⁴ それぞれの事業に関する個別法において事業の実施主体が限定されている場合も多いため、留意する。

(※1) 収用適格事業一覧

	上記の河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設		
3	砂防法による砂防設備 砂防法が準用される砂防のための施設		
3-2	地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設	国又は都道府県	
3-3	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設	国又は都道府県	
4	運河法による運河の用に供する施設		
5	農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用又は農作物の災害防止用のためのため池、防風林その他これに準ずる施設	国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。）又は（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
6	土地改良法によって行う客土事業 土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機又は地下水源の利用に関する設備	国、都道府県又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）	
7	鉄道事業法による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設	鉄道事業者又は索道事業者	
7-2	鉄道又は軌道の用に供する施設	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
8	軌道法による軌道 軌道法が準用される無軌条電車の用に供する施設		
8-2	石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する施設		
9	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に限る。）の用に供する施設 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積み合せ貨物運送に限る。）の用に供する施設		
9-2	自動車ターミナル法第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設	自動車ターミナル法第3条の許可を受けた者	
10	港湾法による港湾施設 漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設		
10-2	海岸法による海岸保全施設		・海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等
10-3	津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設		・盛土構造物、護岸、胸壁、閘門
11	航路標識法による航路標識 水路業務法による水路測量標		・灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所等
12	航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの		
13	気象、海象、地象、洪水等の観測又は通報の用に供する施設		・気象、地震、火山等の観測所、測候所等
13-2	郵便の業務の用に供する施設	日本郵便株式会社	
14	電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置	国	
15	電気通信設備	国又は地方公共団体	

(※1) 収用適格事業一覧

15-2	電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する施設（電線、電柱等を除く。）	認定電気通信事業者	
16	放送法による基幹放送の用に供する放送設備	基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者	
17	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物		
17-2	ガス事業法によるガス工作物		
18	水道法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設		・取水施設、貯水施設、浄水施設、排水処理施設等
	工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する施設		
	下水道法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設		
19	消防法によって設置する消防の用に供する施設	市町村	・貯水池、消火栓等
20	水防の用に供する施設	都道府県又は水防管理団体	・水防備蓄倉庫等
21	学校教育法第1条に規定する学校		・学校等に必要不可欠なグラウンド、駐車場等を含む（駐車場については22, 23, 31号等の他号についても同様。）。
	学校に準ずるその他の教育又は学術研究のための施設		
22	社会教育法による公民館（公民館類似施設を除く。）又は博物館		
	図書館法による図書館（図書館同種施設を除く。）		
23	社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設 ※子供、高齢者、障害者等のための施設		・第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業（例えば、幼保連携型認定こども園は該当し、児童館、サービス付き高齢者向け住宅は該当しない。）
	更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設 ※刑期を終えた者等の社会復帰を支援する施設		
	職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校		
24	病院、療養所、診療所又は助産所	国、地方公共団体、（独）国立病院機構等	・地方独立行政法人が開設する病院又は診療所も含む。
	地域保健法による保健所		
	医療法による公的医療機関		
	検疫所	国	
25	墓地、埋葬等に関する法律による火葬場		
26	と畜場法によると畜場		
	化製場等に関する法律による化製場又は死亡獣畜取扱場		
27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）	地方公共団体又は廃棄物処理センター	
	公衆便所	地方公共団体	
27-2	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によ	国	

(※1) 収用適格事業一覧

	る環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設		
28	卸売市場法による中央卸売市場又は地方卸売市場		
29	自然公園法による公園事業		
29-2	自然環境保全法による原生自然環境保全地域に関する保全事業又は自然環境保全地域に関する保全事業		
30	都市計画法による都市計画区域について定められた第一種低層住居専用地域等において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営	国、地方公共団体、 (独)都市再生機構又は 地方住宅供給公社	
31	庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設	国又は地方公共団体	・学校給食センター、一部事務組合が設置する消防庁舎等
32	公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設	国又は地方公共団体	・津波避難タワー、防災支援拠点としての公園、駅前広場等
33	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法による原子力に関する基礎的研究等の用に供する施設	国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構	
34	独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設又は愛知豊川用水施設	(独)水資源機構	
34-2	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法による宇宙科学に関する学術研究等の用に供する施設	国立研究開発法人宇宙 航空研究開発機構	
34-3	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律によるがん等に係る医療に関する調査、研究又は技術の開発等の用に供する施設	国立研究開発法人国立 がん研究センター等	
35	各号に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設		《附帯事業》 本体事業と一括して事業認定を受けることができる。 ・工事用道路、工事用事務所、橋梁の施工に必要となる作業ヤード等 ¹⁰⁵

(※2) 法4条地の具体例（以下の事業の用に供されている土地）

○ 法により収用することができる事業の例

- ・ 国道・都道府県道・市町村道等道路法による道路
- ・ 河川法が適用され、又は準用される河川
- ・ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設
- ・ 電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物
- ・ 電気通信事業者がその事業の用に供する施設

等

○ 他の法律により収用することができる事業の例

- ・ 都市計画法…街路、公園、一団地の住宅施設等
- ・ 森林法…林道、索道、木材集積場等

等

¹⁰⁵ 本体事業の擁壁設置に伴う掘削工事のための一時使用地は本体事業そのものと考えられる。

(※3) 法令制限地の具体例¹⁰⁶

- ・ 道路法第 91 条第 1 項 (道路予定区域内における行為の制限)
- ・ 河川法第 26 条 (河川区域内の工作物の新築等の許可)
 - 第 27 条第 1 項 (河川区域内の土地の掘削等の許可)
 - 第 55 条第 1 項 (河川保全区域内における行為の制限)
 - 第 57 条第 1 項 (河川予定地における行為の制限)
 - 第 58 条の 4 第 1 項 (河川保全立体区域における行為の制限)
 - 第 58 条の 6 第 1 項 (河川予定立体区域における行為の制限)
- ・ 砂防法第 4 条 (砂防指定地における一定行為の禁止又は行為の制限)
- ・ 地すべり等防止法第 18 条第 1 項 (地すべり防止区域内における一定行為の制限)
- ・ 自然公園法第 20 条第 3 項 (特別地域)
 - 第 21 条第 3 項 (特別保護地区)
 - 第 22 条第 3 項 (海域公園地区)
 - 第 33 条第 1 項 (普通地域)
- ・ 文化財保護法第 43 条第 1 項 (重要文化財の現状変更等の制限)
 - 第 93 条第 1 項 (埋蔵文化財のある土地における工事の届出)
 - 第 94 条第 1 項 (国の機関等が行う発掘に関する特例)
 - 第 125 条第 1 項 (史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限)
- ・ 森林法第 34 条第 1 項及び第 2 項 (保安林における伐採等の制限)
- ・ 都市計画法第 37 条 (建築制限等)
 - 第 42 条 (開発許可を受けた土地における建築等の制限)
 - 第 43 条 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)
 - 第 52 条の 2 (建築等の制限)
 - 第 53 条 (建築の許可)
 - 第 57 条の 3 (建築等の制限)
 - 第 58 条第 1 項 (風致地区内における建築等の規制)
 - 第 65 条 (建築等の制限)
- ・ 土地区画整理法第 76 条第 1 項 (事業施行地区内における建築行為等の制限)
- ・ 都市再開発法第 66 条第 1 項 (建築行為等の制限)
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項 (急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限)

等

¹⁰⁶ 条例で規定されているものも含む。

【参考資料目次例】

① 参考資料 目次例（道路事業）

番号	項 目
1 収用適格事業・起業者適格に関する資料	
1	収用適格事業・起業者適格について
2	一般国道の路線を指定する政令
3	一般国道の指定区間を指定する政令
4	道路区域決定（変更）資料（告示の写し）
	※必要に応じて以下の資料を添付 ・国土開発幹線自動車道建設法等の手續 （高速自動車国道及び一般有料道路の場合は、（独）日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路会社との協定等、許可の際に必要なとされる書類も添付）
5	予算措置を証する書面について
2 事業計画に関する資料	
1	一般国道〇〇号の改築状況について
2	計画交通量について
3	道路構造令との比較について
4	計画幅員構成等について
5	道路構造令以外の計画について
6	一時使用について
7	関連事業について
8	事業認定申請単位の縮小について
9	事業スケジュールについて
3 公益性に関する資料	
1	現道の状況について ①交通量と混雑度 ②交通事故 ③線形不良区間 ④通行規制等
2	整備効果について
3	環境影響評価について
4	埋蔵文化財について
4 合理的土地利用に関する資料	
1	代替案の検討について (都市計画決定がされている事業の場合)
1	都市計画決定（変更）に関する資料
2	都市計画と事業計画の不整合について
3	コントロールポイント図
5 その他の資料	
1	用地取得状況及び残件調書
2	要望書
3	縦断図
4	手続保留の申立てを行う理由

② 参考資料 目次例（河川事業）

番号	項	目
1 収用適格事業・起業者適格に関する資料		
1	収用適格事業・起業者適格について	
2	水系及び一級河川を指定する政令	
3	一級河川の指定区間の指定告示	
4	予算措置を証する書面について	
2 事業計画に関する資料		
1	一級河川〇〇水系〇〇川の改修状況について	
2	河川整備基本方針	
3	河川整備計画	
4	計画規模、基本高水等について	
5	事業計画の諸元	
6	一時使用について	
7	関連事業について	
8	事業認定申請単位の縮小について	
9	事業スケジュールについて	
3 公益性に関する資料		
1	現河道の流下能力等について	
2	過去の主要洪水及び被害状況について	
3	整備効果について	
4	環境影響評価について	
5	埋蔵文化財について	
4 合理的土地利用に関する資料		
1	代替案の検討について	
5 その他の資料		
1	用地取得状況及び残件調書	
2	要望書	
3	縦断図	
4	手続保留の申立てを行う理由	

【特掲事業早見表】

土地収用法第3条各号に掲げられている事業のうち、「特掲事業」に該当する事業

「特掲事業」：租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イの規定による「簡易証明書」を
発行できる事業

「簡易証明書」：事業認定申請をすれば確実に事業認定が受けられると認められる事業につい
て、事業認定を受けなくても事業施行者が証明する証明書の添付で足りるとする
制度により、「収用等の課税の特例」を受けするための証明書

※ 令和5年9月時点で施行されている法令、通達等に基づき、一般的・原則的な取扱いを
記載しています。個別具体的な事案につきましては、必ず所轄税務署等にご相談ください。

<特掲事業早見表>

区 分		適用 の有 無	備 考 1	備 考 2
収用対象事業	該当条 文			
(1)	道路・路外駐車場	一	△	道路法による道路及び道路運送法による一般自動車道 「道路法による道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいい、私道、林道等はこれに含まない。 「道路運送法による一般自動車道」には、同法第2条第8項に規定する専用自動車道（同項に規定する自動車運送業者が、専らその事業用自動車の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。）は含まれない。
(2)	河川・治水施設・利水施設	二	○	河川法が適用若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
(3)	砂防設備・砂防施設	三	○	砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
(4)	地すべり防止施設・ぼた山崩壊防止施設	三の二	○	国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
(5)	急傾斜地崩壊防止施設	三の三	○	国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する

				る法律による急傾斜地崩壊防止施設	
(6)	運河施設	四	○	運河法による運河の用に供する施設	
(7)	農業用施設	五	○	国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設	
(8)	土地改良設備	六	○	国、都道府県又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が、土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備	
(9)	鉄道施設・索道施設	七	△	鉄道事業法による鉄道事業者の鉄道事業の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分	「線路」には、専用側線及び専用索道（事業者等が自己の製品、原料等を貨車等により搬出することを目的として敷設するもの）は含まれない。鉄道電化のため又は鉄道線路防護のため線路に隣接して設置する変電所用地又は鉄道林用地は、「線路に係る部分」に含まれる。「停車場」とは、駅、信号場及び操車場をいう（鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条）。
(10)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道・軌道施設	七の二	△	同機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分	
(11)	軌道・無軌道電車施設	八	×		
(12)	石油パイプライン施設	八の二	×		
(13)	一般乗合旅客自動車運送事業施設・一般貨物自動車運送事業施設	九	×		
(14)	自動車ターミナル事業施設	九の二	×		
(15)	港湾施設・漁港施設	十	○	港湾法による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設	

(16)	海岸保全施設	十の二	○	海岸法による海外保全施設	
(17)	津波防護施設	十の三	×		
(18)	航路標識・水路測量標	十一	○	航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標	
(19)	飛行場・航空保安施設	十二	○	航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの	
(20)	気象・海象・地象・洪水等の観測・通報施設	十三	△	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測の用に供する施設	土地収用法第3条第13号に掲げる施設のうち通報の用に供する施設は含まれない。
(21)	日本郵便株式会社が設置する郵便業務施設	十三の二	△	同社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分けその他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のもの	「既成市街地」とは、産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域をいう。
(22)	電波監視施設・電波測定装置	十四	×		
(23)	電気通信設備	十五	△	海上保安庁が設置する電気通信設備	
(24)	認定電気通信事業者の認定電気通信事業施設	十五の二	△	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設（当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地にあるものに限る。）	「認定電気通信事業者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業を行う者で電気通信事業法第117条第1項に規定する総務大臣の認定を受けた者をいう。 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう（電気通信事業法第9条第1号）。 「既成市街地」とは、産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域をいう。
(25)	放送設備	十六	×		
(26)	電気工作物	十七	△	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発	「離島」とは、次に掲げる島をいう。 (1)離島振興法第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島

				電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（離島において設置されるものに限る。）又は送電施設若しくは使用電圧5万ボルト以上の変電施設（電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。）	(2)沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 (3)奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島 (4)小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島
(27)	ガス工作物	十七の二	△	ガス事業法によるガス工作物のうち高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器	「高圧導管又は中圧導管」とは、ガス事業法第2条第13項の規定によるガス工作物のうち高圧導管（1メガパスカル以上の圧力を有するガスを通ずる導管）又は中圧導管（0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の圧力を有するガスを通ずる導管）をいい、ガス工作物のうちガス発生設備、ガスホルダー（いわゆるガスタンク）、ガス精製設備等は含まれない。
(28)	上水道施設・下水道施設	十八	○	水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設	
(29)	消防施設	十九	○	市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設	
(30)	水防施設	二十	○	都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設	
(31)	学校・教育学術研究施設	二十一	△	次に掲げるものための施設 （イ）地方公共団体の設置に係る小学校、中	学校法人の設置に係る高等学校及び幼稚園のための施設の買取りについては、既に設立されている学校法人が行うも

				<p>学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園</p> <p>(ロ) 国の設置に係る特別支援学校</p> <p>(ハ) 私立学校法第3条に規定する学校法人の設置に係る高等学校及び幼稚園</p> <p>(ニ) 国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所</p>	<p>のみに限り適用され、学校法人を設立するために行う買取りには適用がない。</p>
(32)	公民館・博物館・図書館	二十二	×		
(33)	社会福祉施設・更生保護施設・公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校	二十三	△	<p>次に掲げるものための施設</p> <p>(イ) 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第62条第1項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</p> <p>(ロ) 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園</p> <p>(ハ) 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条1項に規定する保育所</p> <p>(ニ) 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるもの</p> <p>(ホ) 学校法人の設置に係る幼保連携型認定</p>	<p>社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する「障害福祉サービス事業の用に供する施設」とは、次に掲げる事業の用に供するものに限られる。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護</p> <p>(2) 同条第7項に規定する生活介護</p> <p>(3) 同条第12項に規定する自立訓練</p> <p>(4) 同条第13項に規定する就労移行支援</p> <p>(5) 同条第14項に規定する就労継続支援</p> <p>(6) 同条第17項に規定する共同生活援助</p> <p>社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」とは、第1種社会福祉事業（同法第2条第2項）に係る施設に限られ、第2種社会福祉事業（同法第2条第3項）に係る施設は含まれない。</p>

				こども園	
(34)	病院・療養所・診療所・助産所・保健所・公的医療機関・検疫所	二十四	×		
(35)	火葬場	二十五	△	地方公共団体の設置に係る火葬場	
(36)	と畜場・化製場・死亡獣畜取扱場	二十六	△	地方公共団体の設置に係ると畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場	
(37)	廃棄物処理施設・公衆便所	二十七	△	地方公共団体が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設及び地方公共団体が設置する公衆便所は含まれない。
(38)	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設	二十七の二	△	国が設置する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場として環境大臣が指定するもの	「中間貯蔵施設」とは、福島県の区域内において汚染廃棄物等（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第 46 条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。 「指定廃棄物の最終処分場」とは、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県区域内において同法第 19 条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。
(39)	卸売市場	二十八	×		
(40)	自然公園	二十九	×		

(41)	自然環境保全施設	二十九の二	×		
(42)	一団の住宅施設	三十	×		
(43)	官公庁の庁舎・工場・研究所・試験所等	三十一	△	国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センター	
(44)	公園・緑地・広場・運動場・墓地・市場等の公共施設	三十二	△	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園	「都市公園」とは、①都市計画施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するもの、②都市計画法により指定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は③都市計画施設である公園若しくは緑地で国が設置するものをいい、これらの地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。
(45)	原子力研究施設	三十三	×		
(46)	水資源開発施設	三十四	△	独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定する水資源開発施設で1日につき10万立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの	「水資源開発施設」とは、水資源開発基本計画に基づいて新築又は改築として行う次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）及び水資源開発公団から承継した同施設をいう。 (1)ダム、河口せき、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 (2)(1)に掲げる施設と密接な関連を有する施設
(47)	宇宙開発施設	三十四の二	×		
(48)	高度専門医療研究施設	三十四の三	×		
(49)	(1)～(48)の附帯施設	三十五	△	各特掲事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設	

注1 「区分」欄の「該当条文」は、土地収用法3条の該当する号を示す。

注2 「適用の有無」欄の印の意味は以下のとおり。

○印：土地収用法16条に規定する事業認定がない場合でも「収用等の課税の特例」の適用対象となる事業に該当する。

△印：「備考1」欄に掲げるものに係る事業については当該事業認定がない場合でも「収用等の課税の特例」の適用対象となる事業に該当し、それ以外のものに係る事業については当該事業認定がある場合に限り「収用等の課税の特例」の適用対象となる事業に該当する。

×印：当該事業認定がある場合に限り「収用等の課税の特例」の適用対象となる事業に該当する。

注3 「備考2」は「備考1」を補完的に解説したもの。

注4 「特掲事業」に該当するかどうかは、税務署との事前協議を実施して確認する必要がある。

資料編

I. 公益性等の説明事例集

○ 説明事例一覧

- 【説明事例 1】（道路）局所的な線形改良事業・現道拡幅事業における公益性の説明に必要な材料収集方法や事業計画書の作成について
- 【説明事例 2】（道路）一部の区間について用地取得が全て完了している場合の起業地縮小の例
- 【説明事例 3】（遊水地）一部区間について工事完了及び用地取得が全て完了している場合の起業地縮小の例
- 【説明事例 4】（道路）工区単位等相互の用地取得のスケジュールに大きな差がある事業の起業地縮小の例
- 【説明事例 5】（道路）全体計画区間の取り方
- 【説明事例 6】（道路）共同申請における事業区分等の説明例
- 【説明事例 7】（道路）橋梁施工時の作業ヤードの説明例（附帯事業）
- 【説明事例 8】（道路）工事用道路の説明例（附帯事業）
- 【説明事例 9】（関連）関連事業の説明例（町道付け替え）
- 【説明事例 10】（関連）関連事業の説明例（農業用水路付け替え）
- 【説明事例 11】（関連）関連事業の説明例（農道付け替え）
- 【説明事例 12】（関連）関連事業の説明（右折レーンの設置）
- 【説明事例 13】（関連）関連事業の説明（普通河川付け替え）
- 【説明事例 14】（道路）構造基準との比較を説明した参考資料の例
- 【説明事例 15】（河川）構造基準との比較を説明した参考資料の例
- 【説明事例 16】（道路）ランプの設計速度決定の説明例
- 【説明事例 17】（道路）バス停車帯設置の説明例
- 【説明事例 18】（道路）付加追越車線の説明例
- 【説明事例 19】（道路）3種道路における植樹帯設置の説明例
- 【説明事例 20】（道路）積雪地域における幅員構成の説明例
- 【説明事例 21】（河川）築堤事業における計画諸元の説明例
- 【説明事例 22】（遊水地）遊水地事業における計画諸元の説明例
- 【説明事例 23】（ダム）ダム事業における計画諸元の説明例
- 【説明事例 24】（道路）最小右折車線長よりも短い右折車線を整備する場合の説明例
- 【説明事例 25】（道路）4車線以上で整備する交通量があっても2車線で整備する場合の説明例
- 【説明事例 26】（河川）「多自然川づくり」の観点を踏まえ、部分的に広い川幅を確保して整備する場合の説明について
- 【説明事例 27】（道路）道路構造における特例値を採用する場合の説明例（最小曲線半径）
- 【説明事例 28】（道路）道路構造における特例値を採用する場合の説明例（縦断勾配）

- 【説明事例 29】（道路）道路構造における特例値を採用する場合の説明例（橋梁部及びトンネル部の路肩幅員）
- 【説明事例 30】（道路）道路構造における特例値を採用する場合の説明例（中央帯）
- 【説明事例 31】（道路）道路構造における特例値を採用する場合の説明例（車線幅員）
- 【説明事例 32】（道路）種級区分を1級下とする際の説明例
- 【説明事例 33】（道路）交差点部における中央帯等の特例値採用の説明例
- 【説明事例 34】（河川）堤防規格を構造令規定値からランクアップする場合の説明例
- 【説明事例 35】（道路）道路付属物（換気塔等）を設置する場合の説明例
- 【説明事例 36】（道路）非常駐車帯の必要性等の説明例
- 【説明事例 37】（道路）休憩施設設置の説明例
- 【説明事例 38】（道路）除雪車待避所の設置の説明例
- 【説明事例 39】（道路）標準横断勾配についての説明例
- 【説明事例 40】（道路）排水側溝断面決定についての説明例
- 【説明事例 41】（道路）交差点部の走行性を考慮し中央帯を広く設ける場合の説明例
- 【説明事例 42】（道路）交差点改良事業の現道あい路の説明例
- 【説明事例 43】（道路）右折車線未設置による交通事故発生状況の説明例
- 【説明事例 44】（道路）計画交通量の例
- 【説明事例 45】（道路）混雑緩和が目的とする道路事業において、起業者が独自調査を行う場合の説明例
- 【説明事例 46】（道路）混雑緩和を目的とする道路事業における事業効果の説明例
- 【説明事例 47】（道路）歩道を整備する事業の公益性の説明例（現道の交通量・道路構造令の充足状況）
- 【説明事例 48】（道路）歩道を整備する事業の公益性の説明例（交通事故の発生状況）
- 【説明事例 49】（道路）歩道を整備する事業の公益性の説明例（通学路の指定）
- 【説明事例 50】（道路）片側歩道の設置の説明例
- 【説明事例 51】（道路）災害危険箇所の回避を目的とする道路事業のあい路の説明例
- 【説明事例 52】（道路）災害危険箇所（落石等）の回避を目的とする事業のあい路の説明例
- 【説明事例 53】（道路）防雪柵を設置する事業の公益性の説明例
- 【説明事例 54】（道路）現道の線形不良等の説明例
- 【説明事例 55】（道路）別線トンネルを施行する場合の説明例
- 【説明事例 56】（道路）局所的な線形改良事業・現道拡幅事業の全体計画区間及び公益性について
- 【説明事例 57】（道路）スマートインターチェンジを整備する事業の公益性について
- 【説明事例 58】（河川）堤防整備事業における公益性の説明例
- 【説明事例 59】（遊水地）遊水地事業における整備効果の説明例
- 【説明事例 60】（ダム）ダム事業における整備効果の説明例
- 【説明事例 61】（海岸）海岸事業の公益性の説明例（震災復旧事業）
- 【説明事例 62】（砂防）砂防事業の公益性の説明例

- 【説明事例 63】（農道）農道を整備する事業の公益性の説明例
- 【説明事例 64】（港湾）臨港道路を整備する港湾事業の公益性の説明例
- 【説明事例 65】（鉄道）都市高速鉄道の仮線を設置する附帯事業の公益性・事業計画の説明例
- 【説明事例 66】（道路）地域の特性を踏まえた調査項目の選定例
- 【説明事例 67】（河川）地域の特性を踏まえた調査項目の選定例
- 【説明事例 68】（砂防）地域の特性を踏まえた調査項目の選定例
- 【説明事例 69】（道路）自動車排出ガス測定局データ等を活用した大気質の現況把握の説明例
- 【説明事例 70】（共通）小規模事業における大気環境・騒音・振動に係る環境調査（近傍類似事業における予測データの活用）
- 【説明事例 71】（河川）河川水辺の国勢調査を活用した重要種の把握の説明例
- 【説明事例 72】（共通）小規模事業における重要な動植物に係る影響調査（重要な動植物が存在しない可能性が高い場合の現地調査の省略）
- 【説明事例 73】（道路）代替案（事業計画のルート案）比較の説明例
- 【説明事例 74】（河川）代替案比較の説明例
- 【説明事例 75】（ダム）ダム事業における代替案比較の説明例
- 【説明事例 76】（遊水地）遊水地事業における代替案比較の説明例
- 【説明事例 77】（砂防）砂防事業における代替案比較の説明例
- 【説明事例 78】（道路）コントロールポイント図の例
- 【説明事例 79】（道路）都市計画と事業計画が完全に一致していない場合の説明例
- 【説明事例 80】（道路）擁壁設置工事に伴う一時使用地の説明例
- 【説明事例 81】（道路）橋梁上部工設置工事及び橋梁下部工設置工事に伴う一時使用地の説明例
- 【説明事例 82】（道路）トンネル坑口部の収用及び使用の別についての説明例

Ⅱ．事業認定申請書及び事業計画書の事例集

○ 事例一覧

【事例1】小規模な交差点改良事業

【事例2】くいちがい交差の解消を目的とする交差点改良事業

【事例3】混雑緩和を目的とするバイパス事業

【事例4】混雑緩和を目的とする小規模な現道拡幅（渋滞長・通過時間）

【事例5】混雑緩和を目的とする現道拡幅（混雑度等）

【事例6】歩道を整備する小規模な道路事業

【事例7】局所的な未整備区間を整備する小規模な道路事業

【事例8】災害危険箇所の回避を目的とする道路事業

【事例9】線形改良を目的とする小規模な道路事業

【事例10】スマートインターチェンジに接続する道路事業

【事例11】防雪を目的とする道路事業

【事例12】治水を目的とする小規模な河川事業

【事例13】治水を目的とする河川事業

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

【事例15】治水・利水を目的とする河川事業

【事例16】海岸事業

【事例17】被災履歴のある砂防事業①

【事例18】被災履歴のない砂防事業

【事例19】農道整備事業

【事例20】都市高速鉄道の仮線を設置する附帯事業

【事例21】被災履歴のある砂防事業②

【事例22】インターチェンジに接続する道路事業

【事例23】高速交通ネットワークの形成を目的とする道路事業

【事例24】遊水地事業

Ⅲ. 事業認定申請書の添付書類等の様式集

○ 様式一覧

【様式 1】 関連事業に係る施設の本来の管理者と本体事業の起業者との協議書の様式

【様式 2】 法 4 条地の管理者への照会及び意見書の様式

【様式 3】 法令制限地の照会及び意見書の様式

【様式 4】 法 4 条地と法令制限地が同一である場合の照会及び意見書の様式

【様式 5】 事前説明会の実施状況を記載した書面の様式

【様式 6】 手続保留申立書の様式

【様式 7】 手続開始の申立書の様式

※詳細については、以下HPに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_fr_000476.html

おわりに

以上、事業認定申請書に記載する収用の必要性の説明において活用できる事項や事業認定申請書、添付書類等についての作成上の留意点や参考となる事例を紹介してきました。紹介した事項のうち法令で具体的な規定がされていないものについては国土交通省土地収用管理室の考え方を記載しています。これらは各事業認定庁においても参考にされるものと思われませんが、一方で最終的には各事業認定庁により判断がなされるものであるため、起業者が事業認定申請を検討するに当たっては、事業認定庁とよく相談しながら検討を進めることが重要となってきます。

本手引きの末尾に事業認定庁（事業認定に係る相談窓口）の一覧を記載しますので、土地収用制度の計画的な活用に向けて、事業認定申請に当たっての不明点等は事業認定庁との緊密なコミュニケーションによって早期に解消することが望まれます。

なお、国土交通省土地収用管理室においては法を所管する立場として、自らが事業認定庁とはならない事業を施行する起業者からの相談も受け付けています¹⁰⁷¹⁰⁸。また、国土交通省ホームページにおいて、平成 16 年度以降の法に基づく事業認定実績（都道府県が事業認定庁であるものも含む。）を掲載しています¹⁰⁹。本手引きに記載のない事項について照会したい場合や類似案件の検索などに活用してください。

¹⁰⁷ URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_fr_000463.html

¹⁰⁸ 今後、相談窓口の運用状況を踏まえて、定期的に必要に応じた本手引きの改訂を行うことを予定。

¹⁰⁹ URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_tk_000007.html

(参考) 事業認定庁 (事業認定に係る相談窓口) 一覧 (令和6年4月現在)

国土交通大臣 (本省) ¹¹⁰

	部局	課	電話番号	F A X 番号
国土交通省	不動産・建設経済局	総務課土地収用管理室	03-5253-8255	03-5253-8927

国土交通大臣 (地方整備局等)

	部局	課	電話番号	F A X 番号
北海道開発局	開発監理部	用地課	011-709-2311	011-709-2319
東北地方整備局	建政部	計画管理課	022-225-2014	022-227-4459
関東地方整備局	建政部	計画管理課	048-600-1905	048-600-1920
北陸地方整備局	建政部	計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
中部地方整備局	建政部	計画管理課	052-953-8571	052-953-8605
近畿地方整備局	建政部	計画管理課	06-6942-1058	06-6942-3912
中国地方整備局	建政部	計画管理課	082-511-6177	082-511-6189
四国地方整備局	建政部	計画・建設産業課	087-811-8314	087-811-8414
九州地方整備局	建政部	計画管理課	092-707-0186	092-476-3511
沖縄総合事務局	開発建設部	(収用認定調整官)	098-866-1980	098-861-9926

都道府県知事

都道府県	部局	課	係	電話番号	F A X 番号
北海道	建設部	総務課	用地指導係	011-204-5536	011-232-4138
青森県	県土整備部	監理課	用地・土地利用 対策グループ	017-734-9638	017-734-8178
岩手県	県土整備部	県土整備企画室	用地担当	019-629-5858	019-629-9130
宮城県	土木部	用地課	管理指導班	022-211-3125	022-211-3194
秋田県	建設部	建設政策課	用地班	018-860-2421	018-860-3800
山形県	県土整備部	県土利用政策課		023-630-2579	023-630-2582
福島県	土木部	土木総務課用地室		024-521-7464	024-521-7953
茨城県	土木部	用地課	用地取得対策・ 管理担当	029-301-4348	029-301-4359
栃木県	県土整備部	用地課	収用管理担当	028-623-2496	028-623-2494
群馬県	県土整備部	監理課用地対策室	用地指導係	027-226-3552	027-224-3339
埼玉県	県土整備部	用地課	土地収用担当	048-830-5048	048-830-4861
千葉県	県土整備部	用地課企画指導室		043-223-3349	043-222-5875
東京都	財務局 財産運用部	管理課	収用担当	03-5388-2694	03-5388-1280
神奈川県	県土整備局 事業管理部	用地課	企画指導 グループ	045-210-6145	045-210-8878
新潟県	土木部	用地・土地利用課	土地利用対策係	025-280-5396	025-280-5373
山梨県	県土整備部	用地課	指導調整担当	055-223-1675	055-223-1694
長野県	企画振興部	総合政策課	土地対策係	026-235-7025	026-235-7471

¹¹⁰ 平成30年4月より土地収用法の事業認定の円滑化に向けた相談窓口を国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室内に開設しております。相談を希望する際は、所定の様式に必要事項を記載の上、「hqt-expr03@gxb.mlit.go.jp」まで、ご送付ください。

都道府県	部局	課	係	電話番号	F A X 番号
富山県	土木部	管理課	用地指導係	076-444-3314	076-444-4414
石川県	土木部	監理課用地室		076-225-1713	076-225-1714
岐阜県	県土整備部	用地課	収用・調整係	058-272-8507	-
静岡県	交通基盤部 建設経済局	公共用地課		054-221-3047	054-221-3562
愛知県	建設局 土木部	用地課	指導・事業認定 グループ	052-954-6511	052-972-6419
三重県	県土整備部	公共用地課	審査調整班	059-224-2661	059-224-2809
福井県	土木部	土木管理課	土地利用・ 管理グループ	0776-20-0469	0776-22-8164
滋賀県	土木交通部	監理課用地対策室		077-528-4123	077-528-4902
京都府	建設交通部	用地課	取得推進係	075-414-5232	075-432-2074
大阪府	都市整備部	用地課	用地・ 収用グループ	06-6944-9234	-
兵庫県	県土整備部 土木部	用地課	用地補償班	078-341-7711	078-362-4377
奈良県	県土マネジ メント部	用地対策課		0742-27-7491	0742-27-8040
和歌山県	県土整備部 県土整備政 策局	用地対策課	用地班	073-441-3079	073-433-5573
鳥取県	県土整備部	県土総務課	用地室	0857-26-7346	0857-26-8190
島根県	土木部	用地対策課	収用・国土調査 スタッフ	0852-22-6142	0852-22-5690
岡山県	土木部	監理課	収用管理班	086-226-7464	086-222-5070
広島県	土木建築局	用地課	用地調整 グループ	082-513-3833	082-223-3593
山口県	土木建築部	監理課	用地補償班	083-933-3655	083-925-8862
徳島県	県土整備部	用地対策課	用地戦略担当	088-621-2529	088-621-2865
香川県	土木部	土木監理課	収用・用地補償 グループ	087-832-3518	087-806-0220
愛媛県	土木部土木 管理局	用地課	収用係	089-912-2663	089-912-2659
高知県	土木部	用地対策課	用地指導担当	088-823-9818	088-823-9136
福岡県	県土整備部	用地課	収用係	092-643-3648	092-643-3651
佐賀県	県土整備部	土地利活用課	用地担当	0952-25-7154	0952-25-7103
長崎県	土木部	用地課	収用班	095-894-3123	095-894-3465
熊本県	土木部	用地対策課	収用班	096-333-2488	096-387-4899
大分県	土木建築部	用地対策課	収用管理班	097-506-4545	097-506-1773
宮崎県	県土整備部	用地対策課		0985-26-7174	0985-26-7303
鹿児島県	土木部	監理課用地対策室	収用調整係	099-286-3503	099-286-5618
沖縄県	土木建築部	用地課	収用班	098-866-2423	098-866-2682